

# 第1部

## 出入国在留管理を めぐる近年の 状況

- 第1章 外国人の出入国の状況
- 第2章 日本人の出帰国の状況
- 第3章 外国人の在留の状況
- 第4章 技能実習制度の実施状況
- 第5章 外国人の退去強制手続業務の状況
- 第6章 難民認定業務等の状況
- 第7章 人身取引対策及び外国人 DV 被害者保護

# 第1章 外国人の出入国の状況

## 第1節 外国人の出入国者数の推移

### 1 外国人の入国

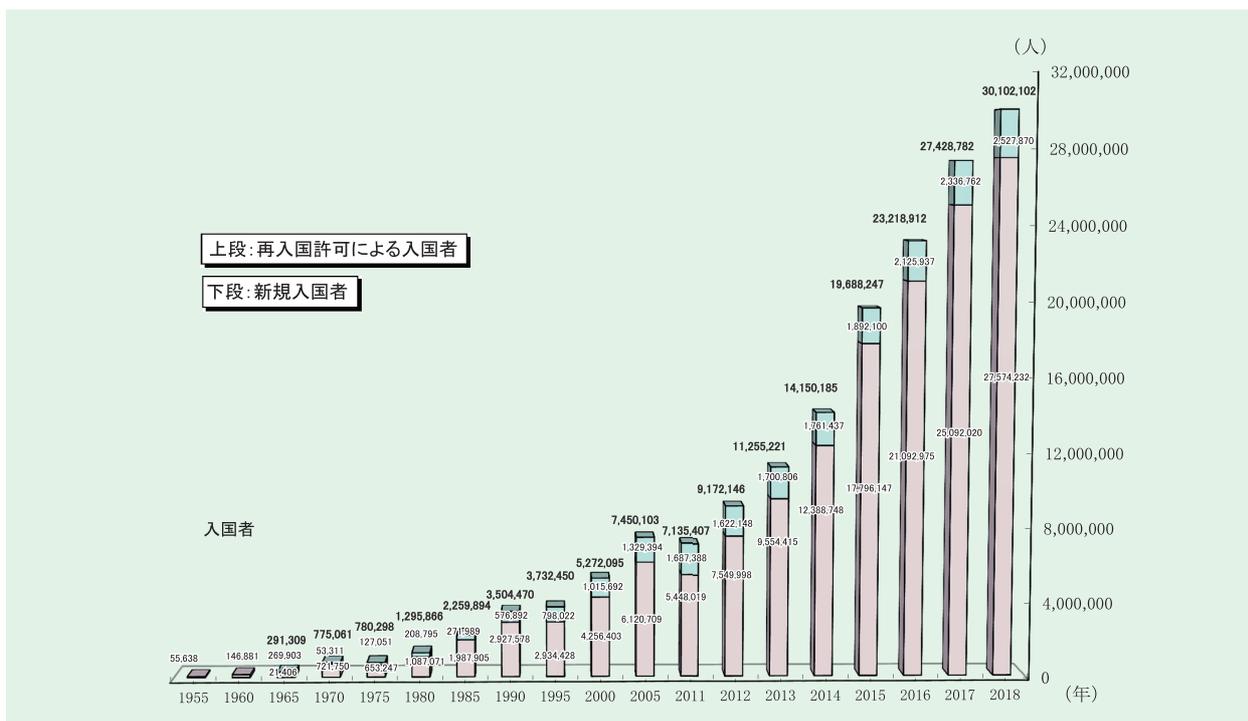
#### (1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた1950年は約1万8,000人と僅かであったが、1952年4月28日に「日本国との平和条約」(昭和27年条約第5号)が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、1978年には100万人、1984年には200万人、1990年には300万人、1996年には400万人、2000年には500万人、2013年には1,000万人、2016年には2,000万人、2018年には3,000万人をそれぞれ突破した。2018年は、2017年の2,742万8,782人と比べ267万3,320人(9.7%)増の3,010万2,102人となり、過去最高を記録している。

2018年における外国人入国者数3,010万2,102人のうち「新規入国者」数は2,757万4,232人で、2017年の2,509万2,020人と比べ248万2,212人(9.9%)増加し、「再入国者」数は252万7,870人で、2017年の233万6,762人と比べ19万1,108人(8.2%)増加している。

これは、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促し、外国人入国者数全体の増加につながったものと考えられる(図表1)。

図表1 外国人入国者数の推移



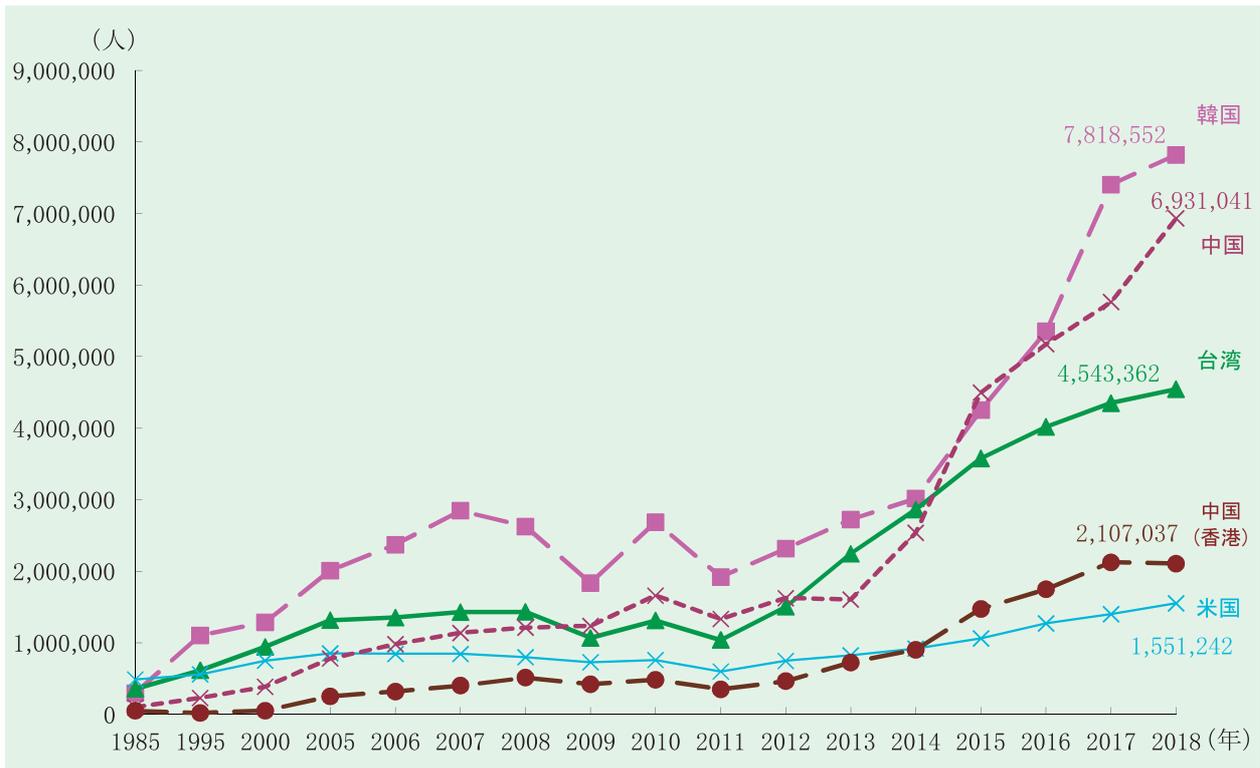
(注) 1955年及び1960年は、入国者の内訳を算出していない。

## (2) 国籍・地域別

2018年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が781万8,552人と最も多く、入国者数全体の26.0%を占めている。以下、中国693万1,041人（23.0%）、台湾454万3,362人（15.1%）、中国（香港）210万7,037人（7.0%）、米国155万1,242人（5.2%）の順となっている<sup>(注)</sup>。

このうち、近隣の国・地域である韓国、中国、台湾、中国（香港）の4か国・地域で入国者数全体の71.1%と半数以上を占めている（**図表2**）。

**図表2** 主な国籍・地域別入国者数の推移



上位5か国・地域について、2017年と2018年で入国者数を比較すると、韓国が41万3,033人（5.6%）増、中国が116万9,977人（20.3%）増、台湾が19万2,215人（4.4%）増、米国が14万9,779人（10.7%）増と4つの国・地域で増加したが、中国（香港）が1万8,888人（0.9%）減少している。

(注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政府発給の身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政府発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、在留外国人関係の統計においては、2011年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、2012年以降の在留外国人数（中長期在留者（後記資料編1第4節1参照）と特別永住者の合計）の「中国」は、「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

また、中国（その他）とは、中国国籍を有する者で、中国及び中国（香港）を除く政府（例えば、マカオ等）が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

### (3) 男女別・年齢別

2018年における外国人入国者数について男女別に見ると、男性1,387万6,824人、女性1,622万5,278人であり、男女の比率は、男性が全体の46.1%、女性が53.9%となっており、女性が男性を上回っている。

次に、年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者数全体の23.8%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、全ての年代において女性の比率が高いことが特徴的である（**図表3**）。

**図表3** 男女別・年齢別外国人入国者数（2018年）



### (4) 目的（在留資格）別

2018年における新規入国者数は2,757万4,232人で、これを目的（在留資格）別に見ると、「短期滞在」が2,705万4,549人と最も多く、新規入国者数全体の98.1%を占めており、次いで「技能実習1号口」13万7,973人（0.5%）、「留学」12万4,269人（0.5%）、「興行」4万2,703人（0.2%）の順となっている（**図表4**）。

図表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		12,388,748	17,796,147	21,092,975	25,092,020	27,574,232
外交		9,056	9,526	9,267	9,092	9,072
公用		23,844	25,788	28,282	29,684	33,217
教授		2,709	3,140	3,172	3,166	3,194
芸術		327	360	387	394	435
宗教		923	1,030	1,019	924	872
報道		66	81	111	88	43
高度専門職1号イ			11	32	16	26
高度専門職1号ロ			107	166	250	432
高度専門職1号ハ			18	31	36	73
高度専門職2号			0	0	0	0
経営・管理		984	1,352	2,091	1,660	1,790
法律・会計業務		3	0	4	2	4
医療		27	29	34	63	55
研究		429	356	358	380	368
教育		2,526	3,020	3,042	2,992	3,432
技術・人文知識・国際業務		14,270	17,690	20,940	25,063	34,182
企業内転勤		7,209	7,202	7,652	8,665	9,478
介護					1	1
興行		35,253	37,155	39,057	39,929	42,703
技能		2,360	6,421	6,404	3,692	3,551
技能実習1号イ		6,377	6,680	6,665	7,492	6,222
技能実習1号ロ		76,139	90,307	99,453	120,179	137,973
技能実習2号イ		2	1	2	0	12
技能実習2号ロ		15	16	11	9	242
技能実習3号イ					0	64
技能実習3号ロ					8	5,648
文化活動		3,230	3,467	3,531	3,377	3,539
短期滞在		12,052,223	17,404,987	20,665,390	24,617,024	27,054,549
留学		82,460	99,556	108,146	123,232	124,269
研修		16,162	15,702	15,740	16,393	13,389
家族滞在		20,429	23,118	26,594	27,288	27,952
特定活動		10,661	14,980	18,210	22,444	27,752
日本人の配偶者等		9,114	9,591	10,188	9,998	10,466
永住者の配偶者等		2,039	2,007	1,959	2,170	2,081
定住者		9,911	12,449	15,037	16,309	17,146

(注1) 2015年4月1日から「高度専門職(1号イ、ロ、ハ及び2号)」が新設された。

(注2) 法改正により、2015年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 2014年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

(注4) 2017年9月1日から在留資格「介護」が新設された。

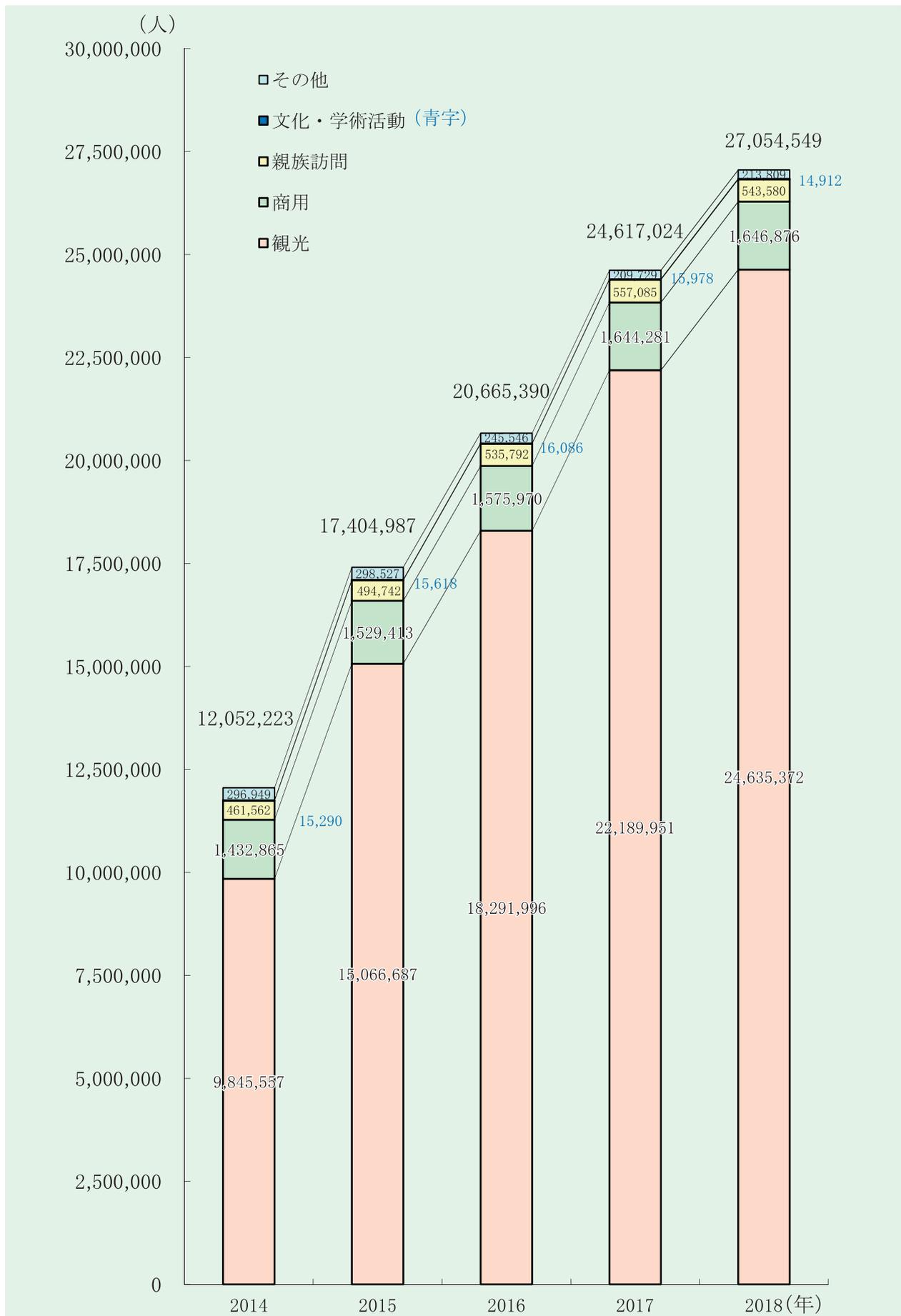
(注5) 2017年11月1日から在留資格「技能実習3号(イ及びロ)」が新設された。

## ア 「短期滞在」

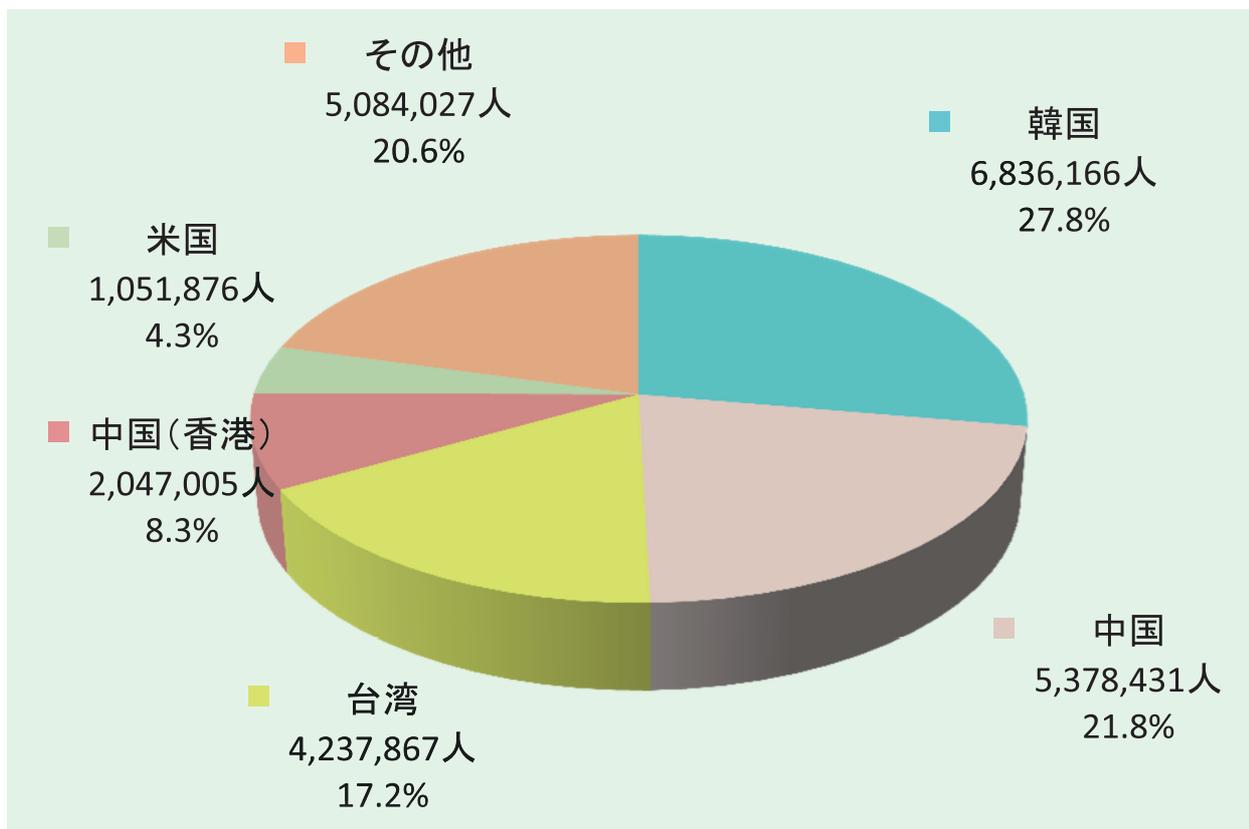
2018年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は2,463万5,372人で、「短期滞在」の在留資格による新規入国者数全体の91.1%を占めており、その割合が高くなっている（**図表5**）。これは、戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワークの拡大など、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促したものと思われる。

なお、観光を目的とした新規入国者数について国籍・地域別に見ると、韓国が683万6,166人（27.8%）と最も多く、以下、中国537万8,431人（21.8%）、台湾423万7,867人（17.2%）、中国（香港）204万7,005人（8.3%）、米国105万1,876人（4.3%）の順となっており、これら5つの国・地域の観光客で全体の約8割を占めている（**図表6**）。

図表5 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移



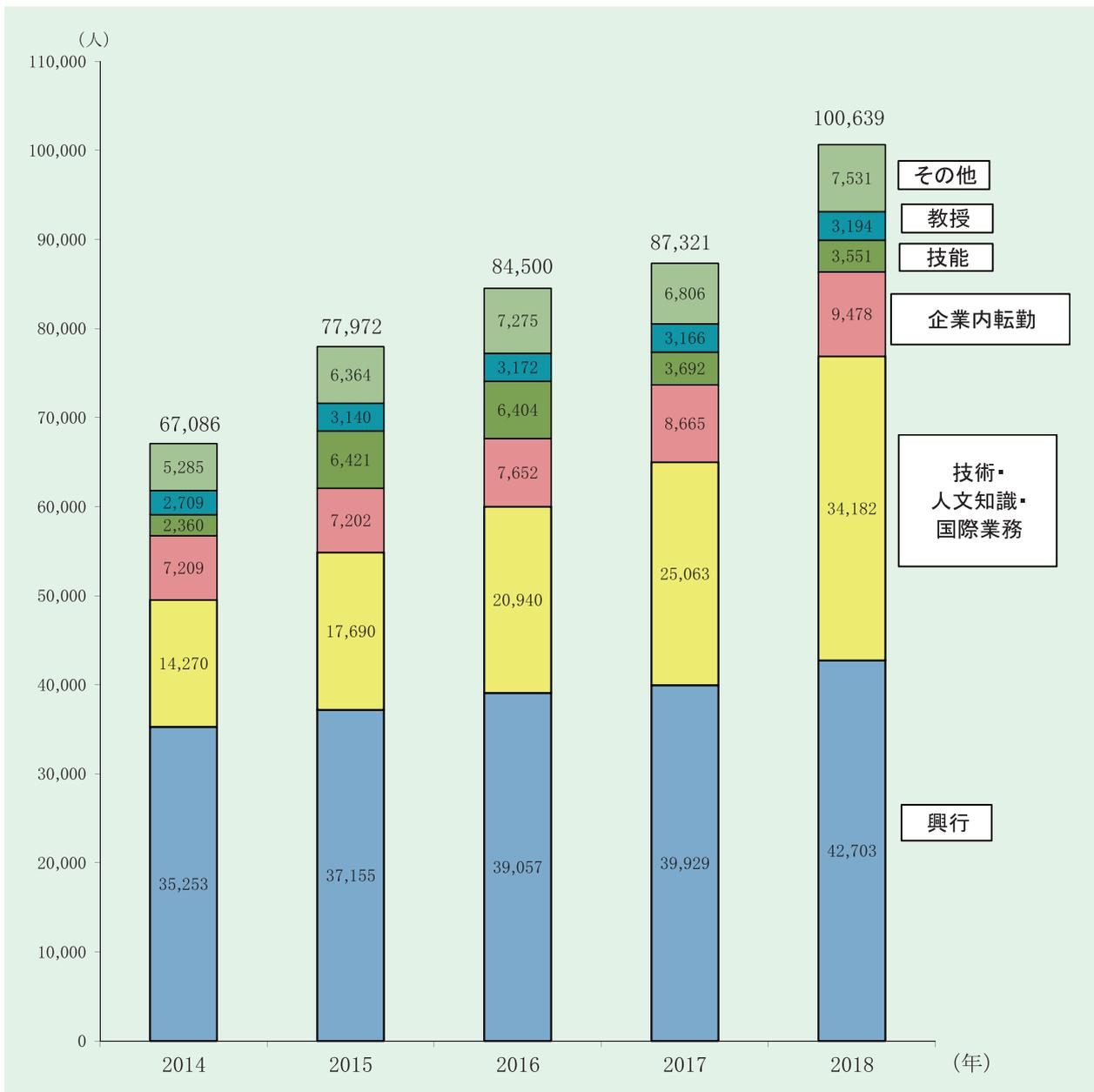
図表6 観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（2018年）



#### イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2018年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は10万639人であり、2017年と比べ1万3,318人（15.3%）増加している（図表7）。

図表7 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



(注1) 法別第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

(注2) 法改正により、2015年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 2014年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は、「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

2018年における新規入国者数全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.4%である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

#### (ア) 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」(資料編5統計(1)3-1, 4-1)

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での2018年における新規入国者数は、「技術・人文知識・国際業務」3万4,182人、「企業内転勤」9,478人の計4万3,660人となっており、2017年と比べ、「技術・人文知識・国際業務」は9,119人(36.4%)増加、「企業内転勤」は813人(9.4%)増加している。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、ベトナム8,623人(25.2%)、中国6,785人(19.8%)、韓国3,833人(11.2%)、インド2,489人(7.3%)の順となっており、これら4か国で「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数全体の63.6%を占めている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国2,662人(28.1%)、フィリピン1,357人(14.3%)、タイ795人(8.4%)、ベトナム736人(7.8%)の順となっている。

#### (イ) 「興行」(資料編5統計(1)5-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、2018年は2017年と比べ2,774人(6.9%)増加の4万2,703人となっており、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では最も大きな割合を占めている。

2018年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国8,510人(19.9%)、米国6,069人(14.2%)、フィリピン5,245人(12.3%)、英国3,344人(7.8%)の順となっている。

#### (ウ) 「技能」(資料編5統計(1)6-1)

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による新規入国者数は、2018年は2017年と比べ141人(3.8%)減少の3,551人となった。

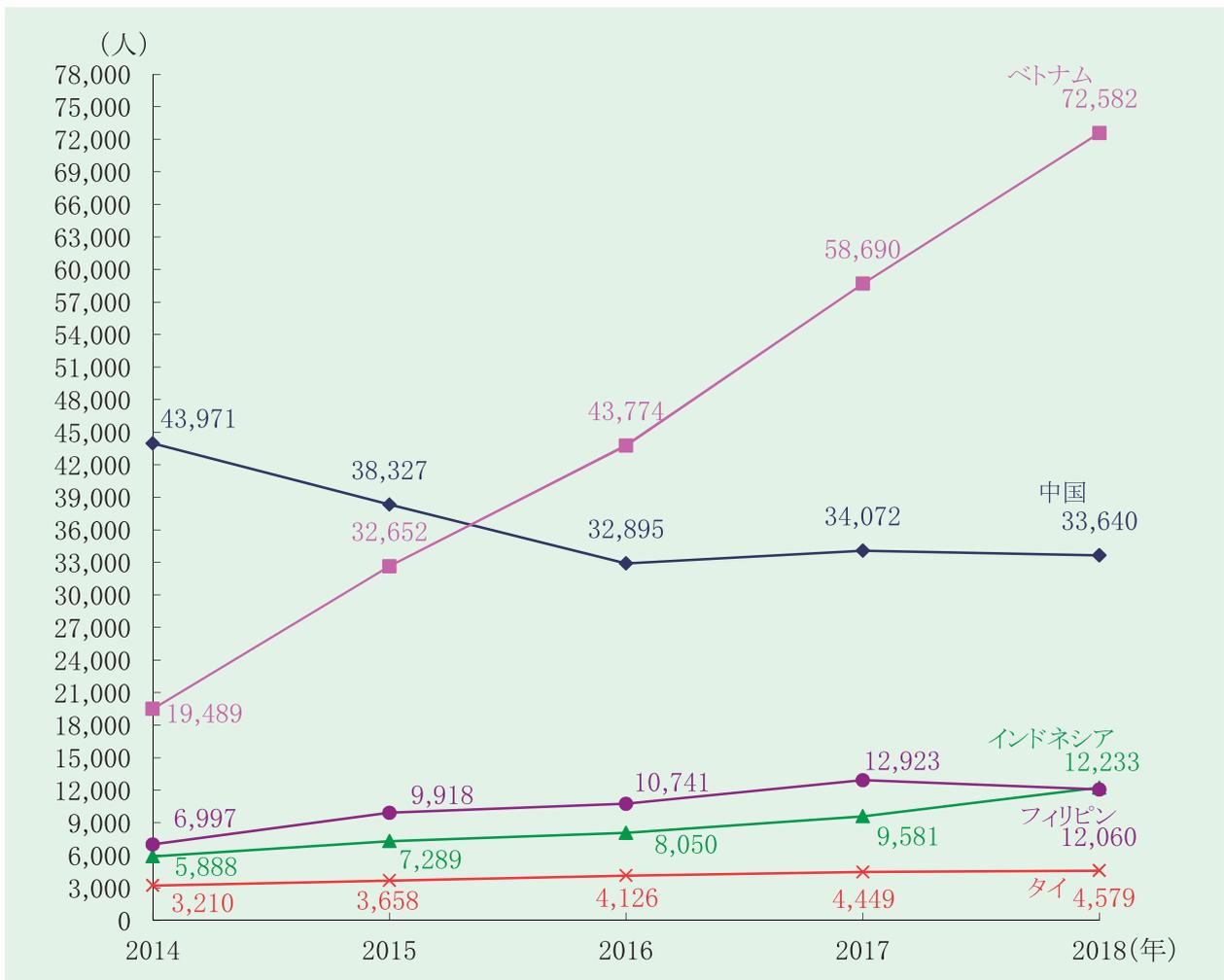
2018年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中国1,099人(30.9%)、インド605人(17.0%)、ネパール338人(9.5%)、ベトナム207人(5.8%)の順となっており、これら4か国で「技能」の在留資格による新規入国者数全体の63.3%を占めている。

#### ウ 「技能実習1号」(資料編5統計(1)7-1)

2018年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は14万4,195人であり、2017年と比べ1万6,524人(12.9%)増加している。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが7万2,582人で全体の50.3%を占め、以下、中国3万3,640人(23.3%)、インドネシア1万2,233人(8.5%)、フィリピン1万2,060人(8.4%)、タイ4,579人(3.2%)の順となっている(図表8)。

図表8 「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者の推移

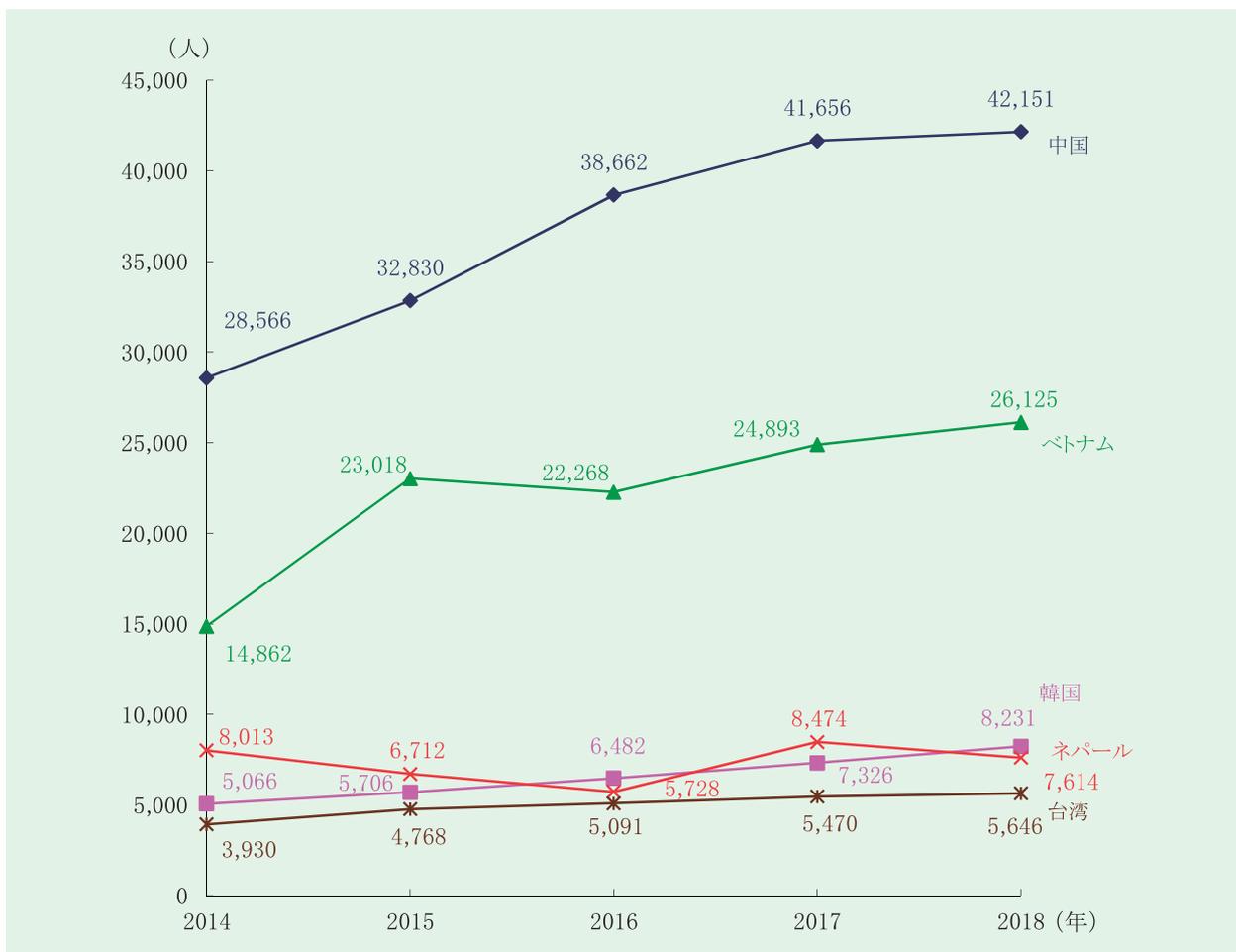


### エ 「留学」(資料編5統計(1)10-1)

2018年における「留学」の在留資格による新規入国者数は、2017年と比べ1,037人(0.8%)増加の12万4,269人となっており、上位5か国・地域をアジアからの学生が占めている(72.2%)。

国籍・地域別に見ると、中国が4万2,151人で全体の33.9%を占め、以下、ベトナム2万6,125人(21.0%)、韓国8,231人(6.6%)、ネパール7,614人(6.1%)、台湾5,646人(4.5%)となっている(図表9)。

図表9 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



### オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編5統計（1）14-1, 15-1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある（「永住者」の在留資格は、外国人の入国時点で付与されることはない（入管法第7条第1項第2号））。

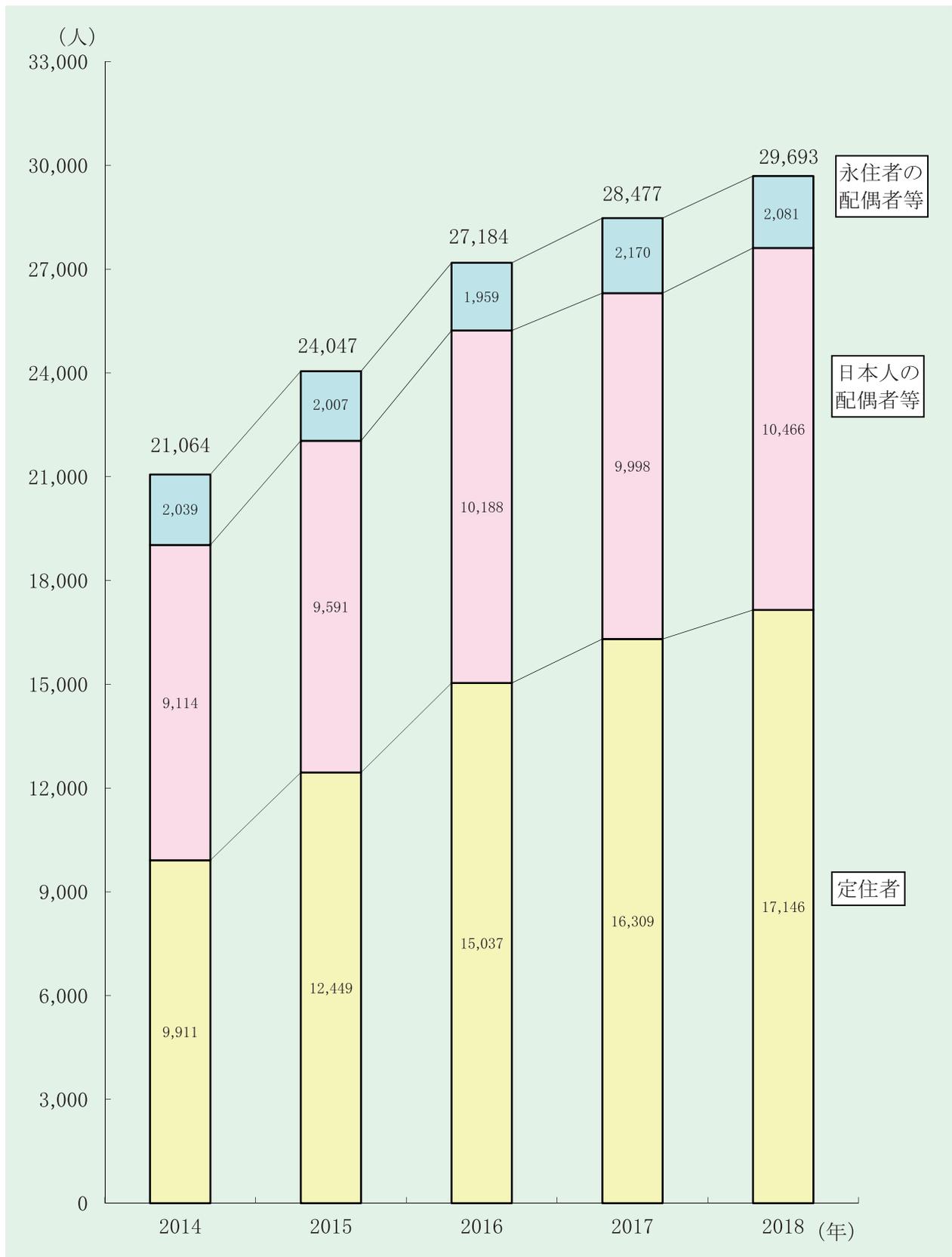
2018年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は1万466人、「永住者の配偶者等」の在留資格は2,081人となっており、2017年と比べ「日本人の配偶者等」は468人（4.7%）増加し、「永住者の配偶者等」は89人（4.1%）減少している。

2018年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は1万7,146人で2017年と比べ837人（5.1%）増加している（図表10）。

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、ブラジルが2,490人（23.8%）と最も多く、以下、中国2,025人（19.3%）、フィリピン1,825人（17.4%）となっている。

また、「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、ブラジルが1万1,214人（65.4%）と最も多く、以下、フィリピン2,413人（14.1%）、中国1,558人（9.1%）となっている。

図表10 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



## 2 特例上陸

2018年における特例上陸の許可をした件数は536万4,421件であり、2017年と比べ13万7,756件（2.5%）減少している。

このうち、乗員上陸許可をした件数は300万7,588件、船舶観光上陸許可をした件数は233万7,803件であり、両方を合わせると特例上陸の許可をした件数全体の99.6%と大部分を占めている（**図表11**）。

**図表11** 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		2,452,119	3,527,959	4,749,924	5,502,177	5,364,421
寄港地上陸		257,873	15,944	16,694	13,217	13,331
船舶観光上陸			1,071,724	1,936,469	2,449,299	2,337,803
通過上陸		3,372	5,150	5,871	4,979	5,235
乗員上陸		2,190,439	2,434,617	2,790,348	3,034,126	3,007,588
緊急上陸		360	434	473	464	444
遭難上陸		74	86	68	90	18
一時庇護上陸		1	4	1	2	2

(注) 2015年1月1日から、船舶観光上陸許可が新設された。

以下では、特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

### (1) 寄港地上陸の許可

2018年における寄港地上陸の許可をした件数は1万3,331件であり、2017年と比べ114件（0.9%）増加している。

### (2) 船舶観光上陸の許可

2018年における船舶観光上陸の許可をした件数は233万7,803件であり、2017年と比べ11万1,496件（4.6%）減少している。

なお、船舶観光上陸許可制度は2015年1月から運用を開始している。

### (3) 通過上陸の許可

2018年における通過上陸の許可をした件数は5,235件であり、2017年と比べ256件（5.1%）増加している。

### (4) 乗員上陸の許可

2018年における乗員上陸の許可をした件数は300万7,588件であり、2017年と比べ2万6,538件（0.9%）減少している。

### (5) 緊急上陸の許可

2018年における緊急上陸の許可をした件数は444件であり、2017年と比べ20件（4.3%）減少している。

**(6) 遭難による上陸の許可**

2018年における遭難による上陸の許可をした件数は18件であり、2017年と比べ72件（80.0%）減少している。

**(7) 一時庇護のための上陸の許可**

2018年における一時庇護のための上陸の許可をした件数は2件であり、2017年と同数である。

**3 外国人の出国**

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、2018年では2,725万2,517人となっており、2017年と比べ248万2,149人（10.0%）増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は2,610万8,961人で、全体の95.8%と大部分を占め、さらに、3か月以内の出国者数で見ると2,702万1,188人と、全体の99.2%に及んでいる（**図表12**）。

**図表12** 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	12,148,890	17,506,732	20,808,527	24,770,368	27,252,517
15	日	11,446,502	16,677,056	19,895,977	23,760,799	26,108,961
	以					
	内					
15日を超えて1月以内		330,820	425,450	483,187	539,458	625,674
1月を超えて3月以内		214,865	238,018	253,698	270,021	286,553
3月を超えて6月以内		34,899	41,322	45,730	50,125	52,501
6月を超えて1年以内		36,569	39,855	41,692	46,094	51,650
1年を超えて3年以内		59,692	63,822	64,029	74,330	87,981
3年を超える		24,476	20,183	23,140	28,332	37,857
不	詳	1,067	1,026	1,074	1,209	1,340

## コラム 入管行政の最前線から（出入国審査担当入国審査官の声） （東京出入国在留管理局羽田空港支局第三審査部門：宮崎 匠）

私たち入国審査官は、空港の審査ブースにおいて、日本を訪れる外国人の方に対する出入国審査、日本人の方に対する出帰国の確認を行っています。そのうち外国人の入国審査ではその方の所持する旅券や査証が有効であること、日本で行う活動が入管法に規定する在留資格に該当し、その活動が虚偽ではないことなどを審査しています。

私が勤務する羽田空港は都心に程近く、観光やビジネス等において利便性が高いといえます。そのため、近年国際線の就航数や利用者数は右肩上がり増加しており、訪日外国人数の増加を常に肌で感じることができます。

日本を訪れる外国人は、そのほとんどが善良な観光客やビジネスマンである一方、犯罪者やテロリスト、不法滞在を行おうとする者等といった本邦へ入国させるべきでない者については、水際で確実に、その入国を阻止する必要があります。そのため入国審査官には、「迅速・スムーズな審査」と「厳格な審査」という、一見相反する対応を両立することが求められています。これら2つの対応を両立するべく、羽田空港においては、入国審査官のスキルアップに加えて、顔認証技術を活用した自動化ゲート（顔認証ゲート）、そして今後導入予定のバイオカートといった機械を活用することで出入国審査の効率化を行い、今後も増加する訪日外国人の審査待ち時間短縮を図っていきます。

私自身、審査においては、外国人に対して挨拶をすることを大切にしています。挨拶をすることで、日本に対する良い印象を持ってもらうことができるだけでなく、挨拶に対する受け答え等から、その方が不審な人物であるか否かなども観察することができるからです。また、審査に際して、偽変造旅券等を見逃さないための文書鑑識に関する知識や不法残留外国人の傾向等、様々な情報の把握に努め、迅速・丁寧かつ厳格な審査の実現を目指しています。審査業務は地道な作業の繰り返しではありますが、日本に入国させるべきではない外国人の上陸を未然に防止できた時には、日本の治安を守ることができたという実感が湧き、大いにやりがいを感じます。

今後我が国は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、ますます世界中から注目されることとなります。入国審査官として常に思いやりのある接遇を心がけるとともに、水際対策の最前線にいるという意識を強く持って、審査に当たっていきたくと考えています。



出入国審査担当入国審査官

## 第2節 上陸審判状況

### 1 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理



上陸口頭審理風景

2018年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は1万1,756件であり、2017年と比べ1,980件（20.3%）増加している。

その内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請等（入管法第7条第1項第2号不適合）入国目的に疑義のある事案で、このような事案は2017年より1,993件（29.8%）増加して8,686件であり、新規受理件数の73.9%を占めている。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第7条第1項第1号不適合）疑いのある事案が1,940件で、2017年と比べ128件（7.1%）増加し、新規受理件数の16.5%を占めている。さらに、上陸拒否事由に該当する（入管法第7条第1項第4号不適合）疑いのある事案は1,128件で、2017年と比べ142件（11.2%）減少し、新規受理件数の9.6%となっている。また、2007年11月20日から法で義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ（入管法第7条第4項該当）事案の2018年における特別審理官への引渡しは、2件であった（**図表13**）。

図表13 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		7,567	8,166	8,880	9,776	11,756
偽変造旅券・査証行使等 (7条1項1号不適合)		1,905	2,015	1,723	1,812	1,940
虚偽申請等 (7条1項2号不適合)		4,582	5,034	6,014	6,693	8,686
申請に係る在留期間不適合 (7条1項3号不適合)		7	0	0	0	0
上陸拒否事由該当者 (7条1項4号不適合)		1,073	1,117	1,141	1,270	1,128
個人識別情報提供をしない者 (7条4項該当者)		0	0	2	1	2

2018年における口頭審理の処理状況<sup>(注)</sup>を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は1,260件で、2017年と比べ161件(11.3%)減少している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は7,934件で、2017年と比べ1,948件(32.5%)増加している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は1,911件で、2017年と比べ141件(8.0%)増加している(図表14)。

図表14 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		7,567	8,164	8,875	9,770	11,763
上陸許可		2,255	1,627	1,740	1,421	1,260
退去命令		2,730	3,692	4,846	5,986	7,934
異議の申出		2,161	2,374	1,827	1,770	1,911
上陸申請取下げ		348	391	363	481	585
その他		73	80	99	112	73

(注) 「その他」は、事件を他の地方入国管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

(注) 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移(図表13)の総数と口頭審理の処理状況の推移(図表14)の総数が一致しない部分があるのは、例えば、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合など、事案によって口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

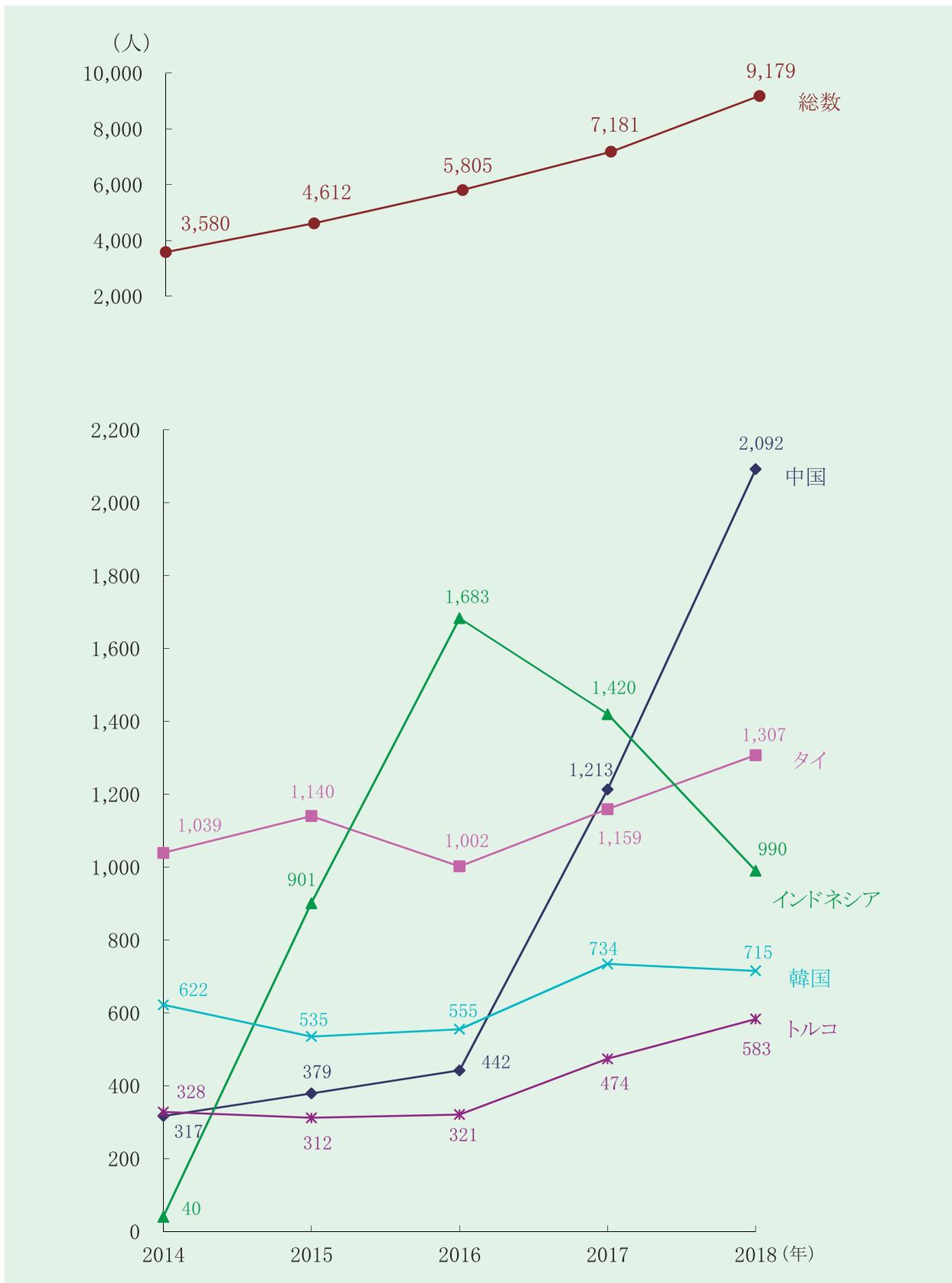
## 2 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

2018年における被上陸拒否者数は9,179人で、2017年と比べ1,998人（27.8%）増加している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、中国2,092人（22.8%）、タイ1,307人（14.2%）、インドネシア990人（10.8%）の順となっており、上位3か国で全体の47.8%を占めている（**図表15**）。このうち、中国が大幅に増加しているのは、2017年5月に開始された査証発給要件緩和措置により、査証発給対象者が拡大されたことの影響と思われる。

図表15 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移



### 3 上陸特別許可

法務大臣が2018年に上陸を特別に許可した件数は1,333件で、2017年と比べ92件（7.4%）増加している（**図表16**）。

**図表16** 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分		年	2014	2015	2016	2017	2018
異議の申出(注)			2,179	2,386	1,845	1,781	1,919
裁決結果	理由あり(上陸許可)		22	15	12	4	5
	理由なし	退去	366	348	347	439	404
		上陸特別許可	1,746	1,946	1,418	1,241	1,333
取下げ			33	59	57	89	160
未済			12	18	11	8	17

(注) 異議の申出件数には前年未済の件数を含む。

## 第3節 入国事前審査状況

### 1 査証事前協議

査証事前協議の処理件数は、2018年は5,336件で、2017年と比べ2,539件（32.2%）減少している。

### 2 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、2018年は53万3,568件で、2017年と比べ5万2,448件（10.9%）増加している。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている（**図表17**）。

**図表17** 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分	年	2014	2015	2016	2017	2018
査証事前協議		4,741	6,307	6,614	7,875	5,336
在留資格認定証明書交付申請		327,785	384,582	418,764	481,120	533,568

(注) 平成27年版から平成29年版に掲載している本表「在留資格認定証明書交付申請」の区分については、以下のとおり誤った数値(件数)が掲載されておりますのでご注意願います。

(正) 平成26(2014)年 327,785

(誤) 平成26(2014)年 290,119

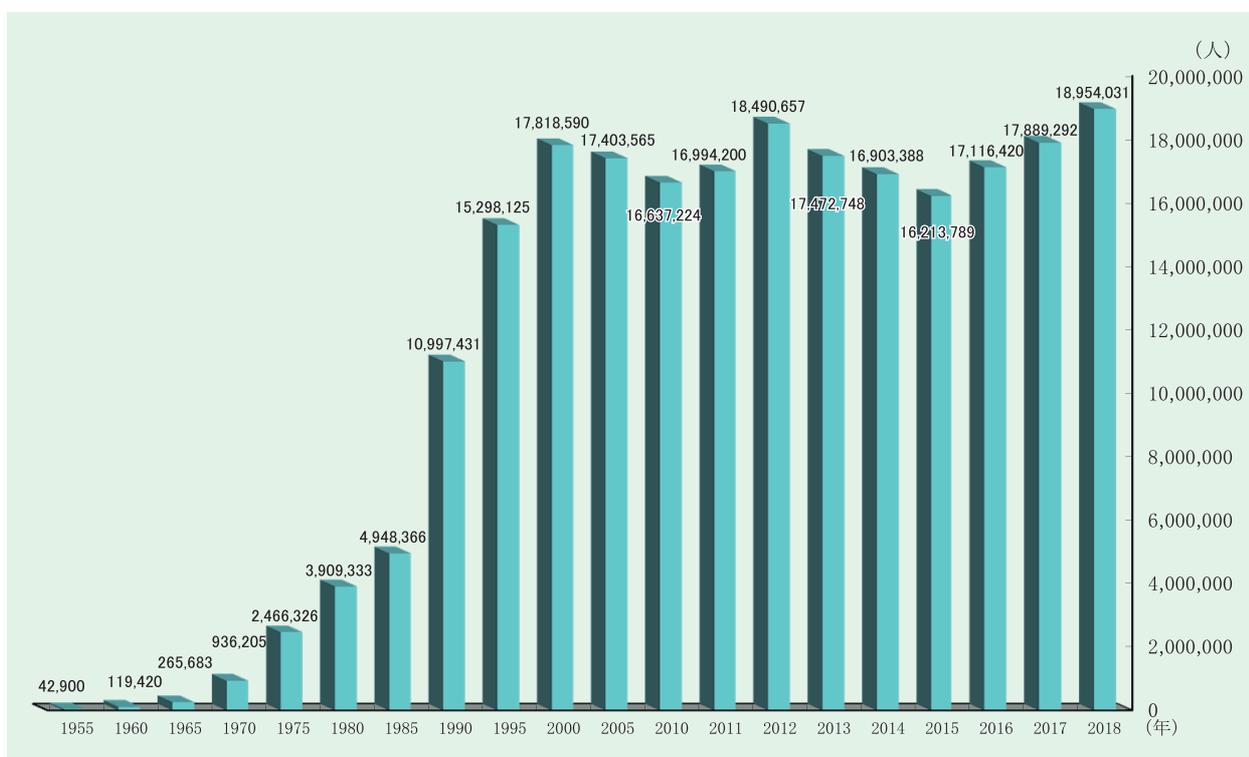
## 第2章 日本人の出帰国の状況

### 第1節 出国者

#### 1 総数

2018年における日本人出国者数は1,895万4,031人と、2017年と比べ106万4,739人（6.0%）増加している（[図表18](#)）。

図表18 日本人出国者数の推移



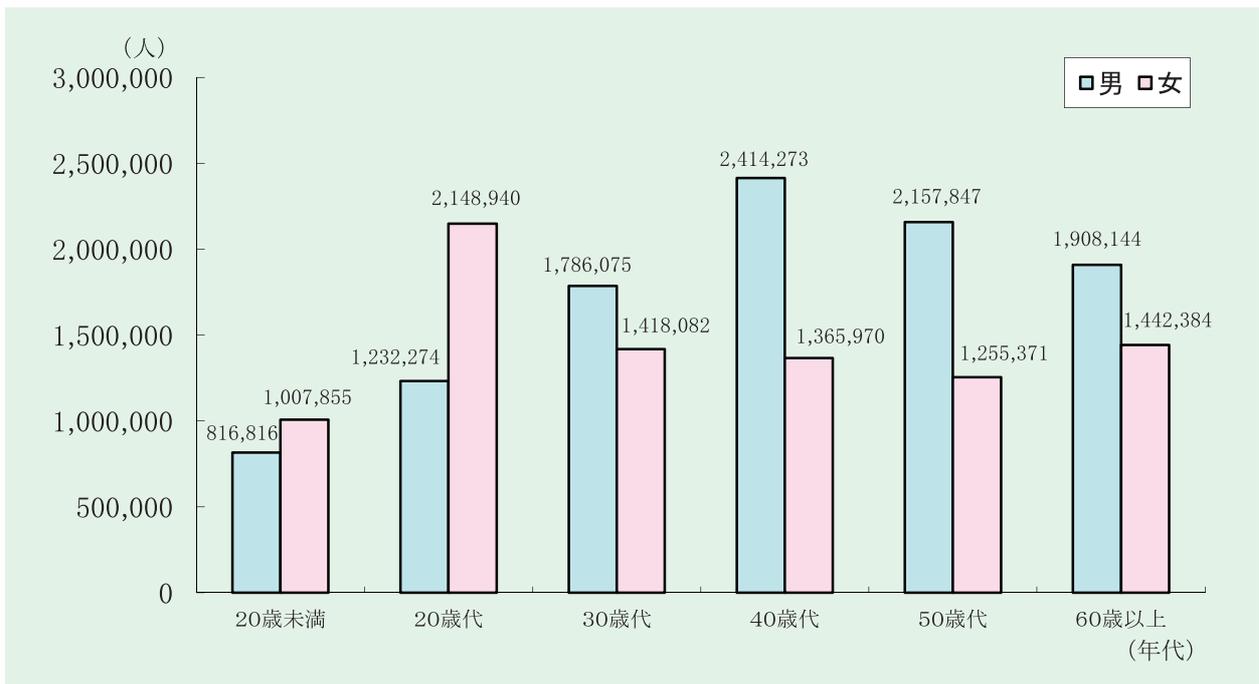
#### 2 男女別・年齢別

2018年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が1,031万5,429人、女性が863万8,602人で、男性が全体の54.4%、女性が45.6%となっている。この男女比率は2001年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性を上回っている。

年齢別に見ると、40歳代が378万243人で出国者数全体の19.9%を占めており、以下、50歳代341万3,218人（18.0%）、20歳代338万1,214人（17.8%）、60歳以上335万528人（17.7%）、30歳代320万4,157人（16.9%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満の年代及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代は女性の占める比率が63.6%と極めて高くなっているが、これら以外の年代は、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（[図表19](#)）。

図表19 男女別・年齢別日本人出国者数（2018年）



### 3 空港・海港別

2018年における日本人出国者数について、出国した空海港別に見ると、空港を利用した出国者数は1,877万450人で全体の99.0%を占めており、空港を利用した外国人の入国者数2,932万3,221人（97.4%）と比べても、空港利用者の割合が高くなっている。

2018年中に空港を利用した日本人出国者について見ると、成田空港の利用者数が709万6,049人で空港からの出国者数全体の37.8%、羽田空港の利用者数が481万9,298人で25.7%、関西空港の利用者が349万5,826人で18.6%となっており、これら3空港で空港からの出国者数全体の82.1%を占めている。

一方、2018年中に海港を利用した日本人出国者について見ると、博多港利用者数が5万5,383人で海港からの出国者数全体の30.2%を占めており、次いで、横浜港が2万3,052人（12.6%）、神戸港が1万6,063人（8.7%）となっており、これら3海港で海港からの出国者数全体の51.5%を占めている。また、これら3海港以下は、金沢港が1万3,010人（7.1%）、石垣港が1万2,579人（6.9%）と続いている。

## 第2節 帰国者



空港帰国確認風景

2018年における日本人帰国者数は1,890万8,954人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1か月以内に帰国した人数が1,724万6,711人で全体の91.2%を占めており、このうち10日以内に帰国した人数は1,569万2,532人で、出国後1か月以内に帰国した日本人の91.0%を占めている。

これは、日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し、速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない（図表20）。

図表20 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	16,915,797	16,258,889	17,088,252	17,876,453	18,908,954
5	日	9,499,435	9,126,508	10,067,736	10,590,134	11,396,585
5	日	4,299,701	4,033,466	3,905,780	4,106,292	4,295,947
10	日	1,119,965	1,086,094	1,067,194	1,116,348	1,143,763
20	日	417,716	402,491	409,434	412,805	410,416
1	月	655,267	670,011	678,113	686,350	693,432
3	月	386,518	387,233	393,187	400,249	402,650
6	月	301,338	305,442	307,247	310,126	313,425
1	年	133,068	135,515	129,203	122,306	123,677
3	年	13,203	13,161	12,800	10,610	9,193
不	詳	89,586	98,968	117,558	121,233	119,866

## 第3章 外国人の在留の状況

### 第1節 在留外国人数

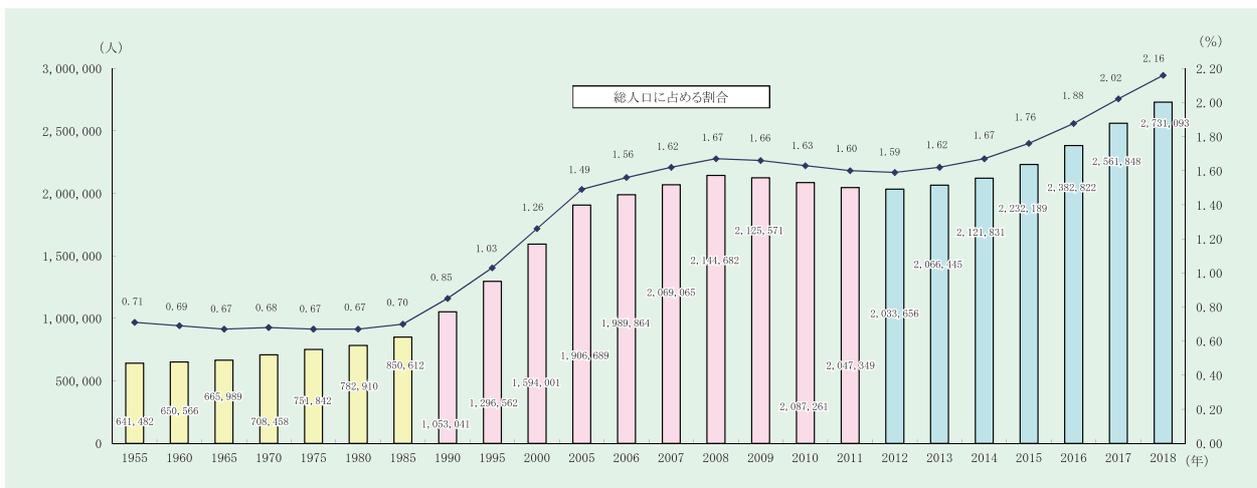
#### 1 在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとする、在留外国人数は、ある時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計といえる。

我が国における2018年末現在の中長期在留者（後記資料編1第4節1参照）数は240万9,677人、特別永住者数は32万1,416人で、これらを合わせた在留外国人数は273万1,093人であり、2017年末現在と比べ16万9,245人（6.6%）増加している。

また、2018年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,644万人（2018年10月1日現在人口推計（総務省統計局））に対し2.16%となっており、2017年末の2.02%と比べ0.14ポイント高くなっている（図表21）。

図表21 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

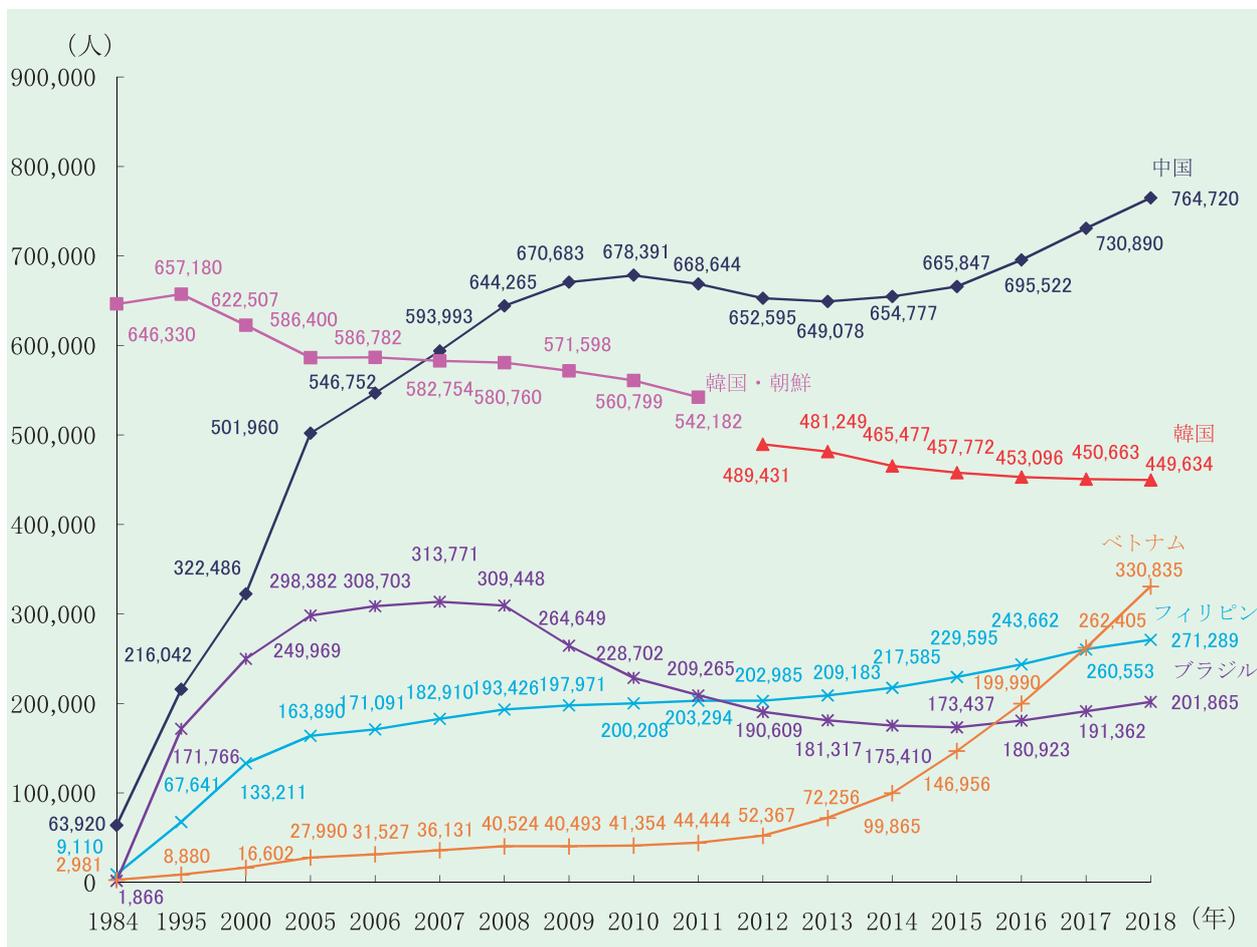
#### 2 国籍・地域別

2018年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国が76万4,720人で全体の28.0%を占め、以下、韓国44万9,634人（16.5%）、ベトナム33万835人（12.1%）、フィリピン27万1,289人（9.9%）、ブラジル20万1,865人（7.4%）の順となっている。

年別の在留外国人数の推移を見ると、中国は増加傾向にあり、2018年末は2017年末と比べ3万3,830人（4.6%）の増加となった。また、韓国は減少傾向にあり、2018年末は2017年末と比べ1,029人（0.2%）の減少となった。このほか、ベトナムは2010年末以降増加傾向が続いており、2018年末は2017年末と比べ6万8,430人（26.1%）増と大幅に増加しており、フィリピンは、2018年末は2017年末と比べ1万736人（4.1%）増加している。また、ブラジルは2007年末にピ

ークとなって以来減少傾向が続いていたが、2016年末以降増加傾向にあり、2018年末は2017年末と比べ1万503人（5.5%）増加している（図表22）。

図表22 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



（注1） 2011年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

（注2） 2011年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、2012年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

（注3） 2011年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、2012年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

### 3 目的（在留資格）別

#### （1）「永住者」・「特別永住者」（資料編5統計（1）13）

2018年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは、「永住者」（特別永住者を除く。）で、2017年末と比べ2万2,377人（3.0%）増の77万1,568人であり、全体の28.3%を占めている（図表23）。

図表23 在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格		年	2014	2015	2016	2017	2018		
総		数	2,121,831	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093		
中長期在留者	教	授	7,565	7,651	7,463	7,403	7,360		
	芸	術	409	433	438	426	461		
	宗	教	4,528	4,397	4,428	4,402	4,299		
	報	道	225	231	246	236	215		
	高度専門職1号イ			297	731	1,194	1,576		
	高度専門職1号ロ			1,144	2,813	6,046	8,774		
	高度専門職1号ハ			51	132	257	395		
	高度専門職2号			16	63	171	316		
	経	営・管	理	15,184	18,109	21,877	24,033	25,670	
	法	律・会	計業	務	143	142	148	147	147
	医	療		695	1,015	1,342	1,653	1,936	
	研	究		1,841	1,644	1,609	1,596	1,528	
	教	育		10,141	10,670	11,159	11,524	12,462	
	技術・人文知識・国際業務			122,794	137,706	161,124	189,273	225,724	
	企	業内	転勤	15,378	15,465	15,772	16,486	17,328	
	介	護					18	185	
	興	行		1,967	1,869	2,187	2,094	2,389	
	技	能		33,374	37,202	39,756	39,177	39,915	
	技能実習1号イ			4,371	4,815	4,943	5,971	5,128	
	技能実習1号ロ			73,145	87,070	97,642	118,101	138,249	
	技能実習2号イ			2,553	2,684	3,207	3,424	3,712	
	技能実習2号ロ			87,557	98,086	122,796	146,729	173,873	
	技能実習3号イ						0	220	
	技能実習3号ロ						8	7,178	
	文	化	活	動	2,614	2,582	2,704	2,859	2,825
	留	学		214,525	246,679	277,331	311,505	337,000	
	研	修		1,427	1,521	1,379	1,460	1,443	
	家	族	滞	在	125,992	133,589	149,303	166,561	182,452
	特	定	活	動	28,001	37,175	47,039	64,776	62,956
	永	住	者		677,019	700,500	727,111	749,191	771,568
日本人の配偶者等			145,312	140,349	139,327	140,839	142,381		
永住者の配偶者等			27,066	28,939	30,972	34,632	37,998		
定	住	者	159,596	161,532	168,830	179,834	192,014		
特別永住者			358,409	348,626	338,950	329,822	321,416		

(注1) 2015年4月1日から「高度専門職(1号イ、ロ、ハ及び2号)」が新設された。

(注2) 法改正により、2015年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 2014年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は、「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

(注4) 2017年9月1日から在留資格「介護」が新設された。

(注5) 2017年11月1日から在留資格「技能実習3号(イ及びロ)」が新設された。

「永住者」については、2014年末から2018年末までの推移を見ると一貫して増加しており、2018年末には、2014年末の67万7,019人と比べ9万4,549人（14.0%）増加している。

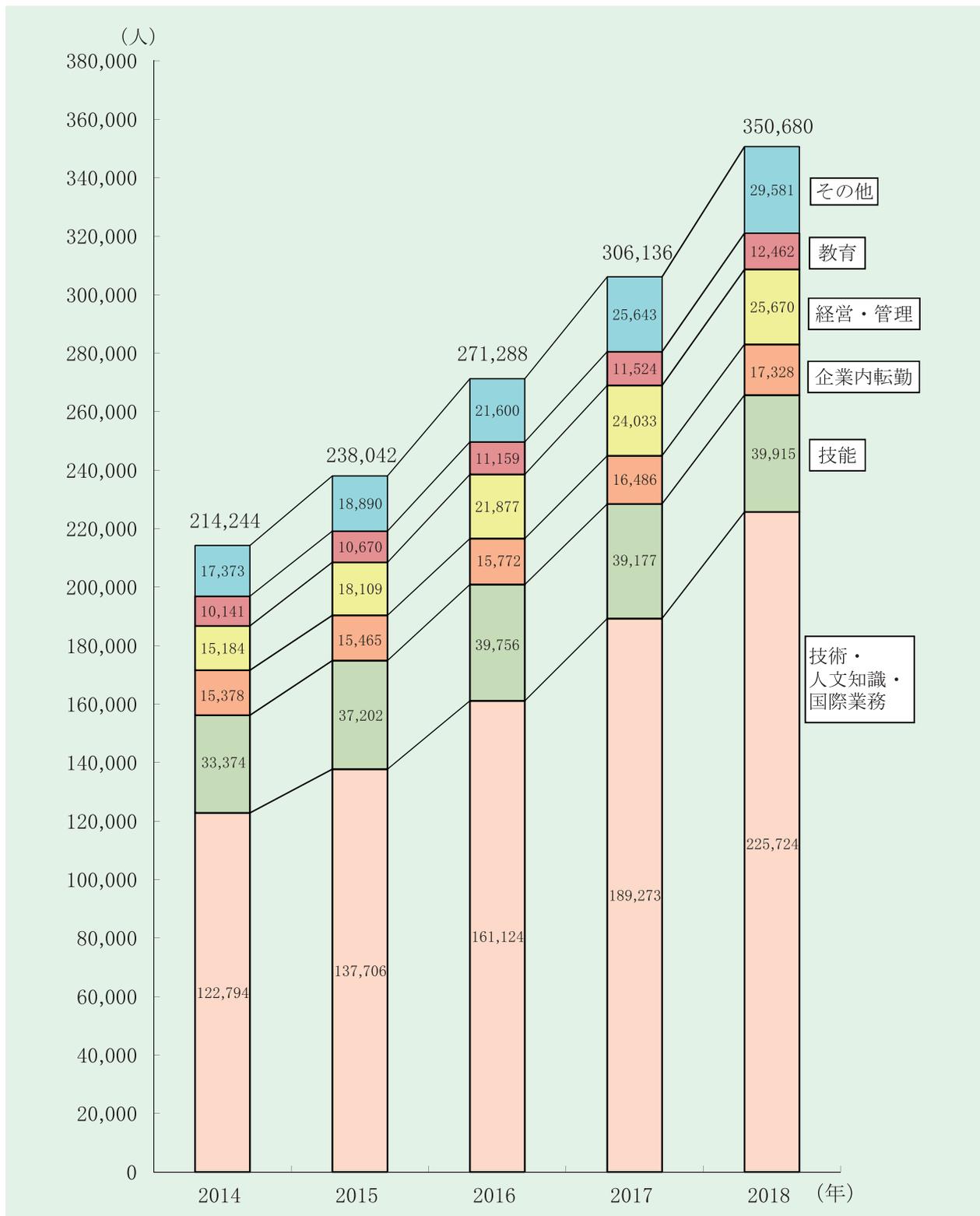
また、「永住者」を国籍・地域別に見ると、2018年末では、中国が26万963人と最も多く、以下、フィリピン、ブラジル、韓国、ペルーの順となっている。

一方、2006年まで最大構成比を占めていた「特別永住者」数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少し、2018年末では11.8%となっている。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

## （2）専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2018年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）を持つ中長期在留者数は2017年末と比べ4万4,544人（14.6%）増の35万680人（12.8%）で、2012年末以降増加傾向が続いている（[図表24](#)）。

図表24 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



(注1) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

(注2) 法改正により、2015年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 2014年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は、「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

(注4) 平成28年版に掲載している本表「専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移」の平成27(2015)年の「総数」及び「その他」について、以下のとおり誤った数値(人数)が掲載されていますのでご注意願います。

(正) 平成27(2015)年 総数: 238,042 その他: 18,890

(誤) 平成27(2015)年 総数: 236,534 その他: 17,382

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術・人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は、2018年末現在、「技術・人文知識・国際業務」が22万5,724人、「企業内転勤」が1万7,328人であり、2017年末と比べ、それぞれ3万6,451人(19.3%)、842人(5.1%)増加している。

2018年末現在において、「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の中長期在留者数が専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は、それぞれ64.4%、4.9%となっている。

### (3) 「技能実習」(資料編5統計(1)7-2, 8, 9)<sup>(注)</sup>

2018年末現在における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は14万3,377人で、2017年末と比べ1万9,305人(15.6%)増加している。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが7万4,150人で全体の51.7%を占めており、以下、中国3万2,178人(22.4%)、インドネシア1万2,162人(8.5%)、フィリピン1万1,793人(8.2%)と続いている。

2018年末現在における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は17万7,585人で、2017年末と比べ2万7,432人(18.3%)増加している。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが8万6,155人で全体の48.5%を占めており、以下、中国4万4,331人(25.0%)、フィリピン1万7,798人(10.0%)、インドネシア1万4,144人(8.0%)の順となっている。

また、2017年11月1日に在留資格「技能実習3号」が新設されたところ、2018年末における同在留資格による中長期在留者数は7,398人で、これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが4,194人で全体の56.7%を占めており、以下、中国1,297人(17.5%)、フィリピン730人(9.9%)、インドネシア608人(8.2%)となっている。

### (4) 「留学」(資料編5統計(1)10-2)

2018年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は、33万7,000人で、2017年末と比べ2万5,495人(8.2%)増加しており、在留外国人数全体の12.3%を占めている。これを国籍・地域別に見ると、中国が13万2,411人で全体の39.3%を占めており、これにベトナムが8万1,009人(24.0%)で続いている。

### (5) 身分又は地位に基づいて在留する外国人(資料編5統計(1)14-2, 15-2)

2018年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は14万2,381人で、在留外国人全体の5.2%を占めており、2017年末と比べ1,542人(1.1%)増加している。

これを国籍・地域別に見ると、中国が3万900人で全体の21.7%を占めており、以下、フィリピン2万6,322人(18.5%)、ブラジル1万7,668人(12.4%)の順となっており、これら3か国の2014年末から2018年末までの推移を見ると、中国及びフィリピンは減少傾向が続いているが、ブラジルは2016年末から増加傾向にある。

2018年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は19万2,014人で在留外国人全体の7.0%を占めており、2018年末は2017年末と比べ1万2,180人(6.8%)増加している。

これを国籍・地域別に見ると、ブラジルが6万5,021人(33.9%)を占めており、以下、フィリピン5万2,008人(27.1%)、中国2万8,282人(14.7%)が続いている。

(注) 「技能実習1号」は「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を、「技能実習2号」は「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」を、また、「技能実習3号」は「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」をそれぞれ合算した数である。

## 第2節 在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は、2018年は、2017年と比べ13万5,614件（11.4%）増加し、132万3,871件となった（**図表25**）。

**図表25** 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		867,760	953,906	1,042,879	1,188,257	1,323,871
在留資格変更		142,700	159,235	180,480	215,599	325,149
在留期間更新		443,703	487,440	532,800	610,924	603,043
永住		35,697	39,726	35,595	28,869	31,451
特別永住		103	94	84	73	75
在留資格取得		9,866	9,862	12,010	12,976	13,188
再入国		48,225	37,835	31,553	35,310	37,030
資格外活動		187,466	219,714	250,357	284,506	313,935

(注1) 「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2) 「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可件数である。

(注3) 「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(注4) 平成28年版に掲載している本表「在留審査業務許可件数の推移」の平成27（2015）年の「総数」、「永住」及び「特別永住」について、以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されていますのでご注意願います。

(正) 平成27（2015）年 総数：953,906 永住：39,726 特別永住：94

(誤) 平成27（2015）年 総数：954,004 永住：39,820 特別永住：98



在留審査窓口風景

## 1 在留資格の変更許可

2018年に在留資格変更許可をした件数は32万5,149件で、2017年と比べ10万9,550件（50.8%）増加している。

### （1）留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、「留学」の在留資格により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

2018年に就職を目的として在留資格変更の許可をした数は2万5,942人で、2017年と比べ3,523人（15.7%）増加している。2003年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、2008年をピークに減少に転じたが、その後、順調に回復し、2018年には過去最高を更新している。

在留資格別に見ると、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可をした数が2万4,188人（93.2%）で最も多く、2017年と比べ3,702人（18.1%）増加している（[図表26](#)）。

**図表26** 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

在留資格	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	12,958	15,657	19,435	22,419	25,942
技術・人文知識・国際業務			13,791	17,353	20,486	24,188
人文知識・国際業務		8,758				
技	術	2,748				
経	営・管	383	682	916	712	560
教	授	704	684	598	626	538
医	療	114	234	257	254	246
教	育	59	73	87	93	137
研	究	124	102	87	102	85
介	護				18	83
高	度		17	27	43	65
宗	教	8	20	14	25	15
芸	術	6	18	3	9	2
公	用	5	3	2	7	2
そ	の	49	33	91	44	21

(注) 法改正により、2015年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

国籍・地域別に見ると、中国が1万886人と全体の42.0%を占め、次いでベトナム5,244人（20.2%）、ネパール2,934人（11.3%）の順となっている（[図表27](#)）。

図表27 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		12,958	15,657	19,435	22,419	25,942
中国		8,347	9,847	11,039	10,326	10,886
ベトナム		611	1,153	2,488	4,633	5,244
ネパール		278	503	1,167	2,026	2,934
韓国		1,234	1,288	1,422	1,487	1,575
台湾		514	649	689	810	1,065
スリランカ		87	121	177	242	432
インドネシア		124	147	214	253	362
ミャンマー		129	160	183	212	348
フィリピン		65	126	168	230	319
タイ		171	200	238	239	298
その他		1,398	1,463	1,650	1,961	2,479

(注) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

## (2) 「技能実習2号」及び「技能実習3号」への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、外国人が、雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として1993年に創設された制度である。

技能実習制度については、2017年11月1日に施行された技能実習法に基づき新たな制度に移行しているところ、技能実習法施行前の旧制度においても、現行制度と同様、「技能実習1号」により修得した技能等に更に習熟するため、既に修得した技能等を要する業務に従事する場合には、「技能実習2号」への在留資格変更許可が必要とされていた。

「技能実習2号」の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には、2019年5月7日現在で、国家試験である技能検定基礎級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等55職種及び国家試験ではないが厚生労働省人材開発統括官が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等25職種の合計80職種となっている。

2018年中の「技能実習2号」への移行者数は2017年と比べ1万5,592人（18.0%）増加し、10万2,175人となっており、1993年に技能実習制度が創設されてから2018年末までの「技能実習2号」（2009年の入管法改正以前の「特定活動」を含む。）への移行者数の累計は95万人を超えている。

2018年に「技能実習2号」への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナム5万762人（49.7%）、中国2万4,811人（24.3%）、フィリピン1万4人（9.8%）、インドネシア8,027人（7.9%）、タイ2,829人（2.8%）の順となっている（[図表28](#)）。

また、現行制度においては、「技能実習2号」を修了した者が技能等に熟達するための在留資格として、新たに「技能実習3号」が設けられており、優良な監理団体・実習実施者に限り受入れが可能となっている（対象となる技能等は、2019年5月7日現在で、合計73職種）。

2018年中に「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けた者について、国籍・地域別に見ると、ベトナム960人（59.8%）、フィリピン215人（13.4%）、中国148人（9.2%）、インドネシア119人（7.4%）、カンボジア51人（3.2%）の順となっている（[図表29](#)）。

2018年に認定を受けた技能実習計画を職種別に見た場合、技能実習2号は耕種農業、そう菜製業、溶接が、技能実習3号は婦人子供服製造、溶接、とびが多い（図表30、31）。

図表28 国籍・地域別「技能実習2号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	49,536	61,809	75,089	86,583	102,175
ベトナム		8,664	16,968	28,457	38,985	50,762
中国		31,822	31,055	27,180	24,904	24,811
フィリピン		3,380	5,216	7,705	8,436	10,004
インドネシア		3,440	4,997	6,069	6,602	8,027
タイ		1,411	1,741	2,025	2,664	2,829
その他		819	1,832	3,653	4,992	5,742

(注1) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注2) 2018年は、技能実習法施行後の制度の適用を受ける者と受けない者が混在する制度移行期であるため、2018年の数値は、算出方法が2017年以前と異なる。

図表29 国籍・地域別「技能実習3号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2017	2018
総	数	0	1,605
ベトナム		0	960
フィリピン		0	215
中国		0	148
インドネシア		0	119
カンボジア		0	51
その他		0	112

(注1) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注2) 2017年11月1日から在留資格「技能実習3号（イ及びロ）」が新設されたが、2017年中に「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けた者はいなかった。

図表30 職種別「第2号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

(件)

職種	年	2018
総	数	195,311
耕	種	17,462
農	業	
そ	う	16,822
菜	製	
造	業	
溶	接	14,506
婦	人	14,197
子	供	
服	製	
造	業	
プ	ラ	10,975
ス	チ	
ッ	ク	
成	形	
と	び	9,288
機	械	7,927
加	工	
非	加	7,141
熱	性	
水	産	
加	工	
食	品	
製	造	
業		
電	子	6,933
機	器	
組	立	
て		
塗	装	6,179
そ	の	83,881
他		

図表31 職種別「第3号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

(件)

職種	年	2018
総	数	10,804
婦	人	1,015
子	供	
服	製	
造	業	
溶	接	891
と	び	655
耕	種	538
農	業	
機	械	475
加	工	
プ	ラ	464
ス	チ	
ッ	ク	
成	形	
鉄	筋	463
施	工	
非	加	445
熱	性	
水	産	
加	工	
食	品	
製	造	
業		
塗	装	441
型	枠	357
施	工	
そ	の	5,060
他		

## 参考 職種別「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

職種	年	2013	2014	2015	2016	2017
総数		48,792	49,536	61,809	75,089	86,583
耕種農業		5,510	5,537	6,325	7,077	8,383
婦人子供服製造		8,141	7,349	7,292	7,305	7,282
そう菜製造業		0	0	71	1,655	6,912
溶接		3,824	3,951	6,224	7,403	6,749
プラスチック成形		3,135	3,330	4,073	4,459	4,948
とび		994	1,274	2,073	3,263	3,935
非加熱性水産加工食品製造業		2,540	2,406	2,792	2,910	3,618
機械加工		2,245	2,310	2,929	3,250	3,227
電子機器組立て		1,884	1,294	2,056	2,809	2,945
塗装		1,297	1,357	1,808	2,386	2,879
金属プレス加工		1,759	1,685	2,140	2,297	2,720
加熱性水産加工食品製造業		1,840	1,862	2,122	2,290	2,071
鉄筋施工		856	1,128	1,640	2,116	2,066
型枠施工		739	886	1,451	2,105	2,018
畜産農業		1,231	1,268	1,460	1,710	1,998
その他		12,797	13,899	17,353	22,054	24,832

(注) 2017年11月1日から在留資格「技能実習3号(イ及びロ)」が新設されたが、2017年中に「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けた者はいなかった。

## 2 在留期間の更新許可

2018年に在留期間更新許可をした件数は60万3,043件で、2017年と比べ7,881件(1.3%)減少している。

### 3 永住許可

2018年中に永住許可をした件数は3万1,451件で、2018年は2017年と比べ2,582件（8.9%）増加している（**図表32**）。

**図表32** 国籍・地域別永住許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	35,697	39,726	35,595	28,869	31,451
中	国	15,670	16,635	15,285	12,816	14,626
フ	ィ	4,769	5,455	4,795	3,549	3,077
ラ	ジ	4,030	4,822	3,866	2,716	2,255
韓	国	2,697				
朝	鮮		2,978	2,731	2,241	2,742
ベ	ト	926	967	994	873	1,343
そ	の	7,605	8,869	7,924	6,674	7,408

(注1) 「中国」は、中国（香港）、中国（その他）を含み、台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カードの交付を受けた者を除いた数である。

(注2) 2015年からは「韓国」と「朝鮮」を分けて公表している。

(注3) 本表には特別永住許可件数は含まない。

### 4 在留資格の取得許可

2018年に在留資格取得許可をした件数は1万3,188件で、2017年と比べ212件（1.6%）増加している。

### 5 再入国許可

2018年に再入国許可をした件数は3万7,030件で、2017年と比べ1,720件（4.9%）増加している。

なお、2018年に再入国許可により我が国を出国した外国人は260万648人であったところ、そのうち、みなし再入国許可により出国した者は249万7,774人となっており、全体の96.0%を占めている。

### 6 資格外活動の許可

2018年に資格外活動許可をした件数は31万3,935件で、2017年と比べ2万9,429件（10.3%）増加している。

## 第3節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

### 1 在留カード

2018年における在留カードの交付件数は136万484件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可によるものが130万1,718件であり、全体の95.7%を占めており、以下、再交付申請によるものが4万3,508件(3.2%)、有効期間更新によるものが1万511件(0.8%)、住居地以外の記載事項変更届出によるものが4,713件(0.3%)の順となっている。

また、地方入国管理局管内別に見ると、東京局が76万4,506件であり、全体の56.2%を占めており、以下、名古屋局22万7,253件(16.7%)、大阪局16万9,931件(12.5%)、福岡局9万8件(6.6%)の順となっている(図表33)。

図表33 在留カード交付件数(2018年)

(件)

地方入国管理局管内	総数	上陸・在留資格関係許可	住居地以外の記載事項変更届出	有効期間更新	再交付申請	切替交付申請
総数	1,360,484	1,301,718	4,713	10,511	43,508	34
札幌	21,365	20,899	34	58	374	0
仙台	22,008	21,162	76	165	605	0
東京	764,506	731,039	2,302	5,282	25,858	25
名古屋	227,253	215,935	1,400	3,088	6,823	7
大阪	169,931	162,578	365	1,168	5,818	2
広島	48,987	47,266	298	242	1,181	0
高松	16,426	15,894	39	146	347	0
福岡	90,008	86,945	199	362	2,502	0

### 2 特別永住者証明書

2018年における特別永住者証明書の交付件数は6万1,234件であった。これを項目別に見ると、有効期間更新によるものが4万7,682件で、全体の77.9%を占めており、以下、住居地以外の記載事項変更届出によるものが4,968件(8.1%)、切替交付申請によるものが4,093件(6.7%)、再交付申請によるものが3,755件(6.1%)の順となっている(図表34)。

図表34 特別永住者証明書交付件数(2018年)

(件)

特別永住許可(第4条)	特別永住許可(第5条)	住居地以外の記載事項変更届出	有効期間更新	再交付申請	切替交付申請	新規交付申請	事前交付申請	総数
632	77	4,968	47,682	3,755	4,093	27	0	61,234

## コラム

**入管行政の最前線から（在留審査担当入国審査官の声）  
（名古屋出入国在留管理局永住審査部門：高橋 秀昌）**

名古屋出入国在留管理局が管轄する東海地方は、製造業が盛んな地域として知られています。それに伴い、これらの業態で働く南米や東南アジア等の国籍を有する日系人の方が多く居住しています。その割合は、本邦に在留する日系人の方のうち、実にその半数以上をこの東海地方が占めます。そのような背景から、名古屋出入国在留管理局における日系人の方の申請件数も、全国で有数のものとなっています。

ここで、私が永住審査部門において担当する、日系人の方の審査についてお話をさせていただきます。日系人を対象とした審査においては、身分関係の正否について一人ずつ確認をしていく必要があります。そもそも日系人というのは、1世に当たる日本人が明治や大正期において南米等へ移住し、現地で生活の根拠を築いていった方々の子孫です。中には身分関係の証明書が古いこともあり、証明書に印字された文字が不鮮明である上、その当時の国籍国及び居住国双方の法律に当てはめて有効に成立したものなのかを検討しなければならず、限られた情報の中で審査をしなければならないこともあります。このような歴史的経緯を踏まえて審査していく過程においては、出入国管理及び難民認定法だけではなく、戸籍法や法の適用に関する通則法のような民事法に加え、諸外国の家族法等の法律にも照らし合わせて審査を行っていく必要があります。そのため、通常業務と併行して、これらの法律についての知識を習得することによって、最新の情報に基づいた適正かつ厳格な審査を心掛けています。

2018年に始まった、日系四世の更なる受入れ制度をはじめとして、外国人の方が日本に在留するための制度は年々拡大の一途です。私たち審査を行う側としても、その変化の波に対応できるように、日々審査能力の向上に努めています。



在留審査担当入国審査官

## 第4章 技能実習制度の実施状況

### 第1節 制度の概要

技能実習制度は、開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下本章において「技能等」という。）を修得、習熟又は熟達（以下本章において「修得等」という。）することを可能とし、当該青壮年が帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより、当該国又は地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。

1993年に創設された技能実習制度は、研修により一定水準以上の技能等を修得した外国人について、研修修了後、研修を受けた機関と同じ機関において、新たに雇用契約を結び、研修で修得した技能等をより実践的に修得できるようにしたものである。

研修生や技能実習生の受入機関の一部には、制度の本来の目的を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて、2009年7月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、入国1年目から雇用関係の下、労働関係法令等が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

しかしながら、依然として制度の趣旨を理解することなく、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策と誤解して使うものが後を絶たず、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がされる一方で、対象職種の拡大、実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要望も寄せられる状況にあった。

そのため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置を盛り込むなどした技能実習法が2016年11月18日に成立し、同月28日に公布され、2017年11月1日に施行されている。

### 第2節 監理団体の許可申請及び処理

#### 1 監理団体の許可申請

2017年11月1日から、団体監理型で技能実習生を受け入れるためには、監理団体となる法人は、主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）による監理団体の許可を受けることが必要となった。2018年までの監理団体の許可申請件数（累積）は2,573件となっている（[図表35](#)）。

## 2 監理団体の許可

2018年までの監理団体の許可件数（累積）は2,422件であり，そのうち，一般監理事業（優良な監理団体）に係る許可は1,064件，特定監理事業（その他の監理団体）に係る許可は1,358件である（[図表35](#)）。

**図表35** 監理団体の許可申請及び許可件数の推移

(件)

		年	2017	2018
申	請	件	2,003	2,573
許	可	一	414	1,064
		特	613	1,358
		合	1,027	2,422

(注) 表中の数値は，各年末時点での累積値である。

## 第3節 技能実習計画の認定申請及び処理

### 1 技能実習計画の認定申請

2017年11月1日から，実習実施者が技能実習生を受け入れるためには，当該実習実施者が技能実習生ごとに作成する技能実習計画について外国人技能実習機構による認定を受けることが必要となった。2018年における技能実習計画の認定申請件数は37万9,077件となっており，そのうち，企業単独型技能実習計画に係る申請は1万1,142件，団体監理型技能実習計画に係る申請は36万7,935件となっている（[図表36](#)）。

### 2 技能実習計画の認定件数

2018年における技能実習計画の認定件数は37万8,015件となっており，企業単独型技能実習計画に係る認定件数は1万1,119件，団体監理型技能実習計画に係る認定件数は36万6,896件となっている（[図表36](#)）。

**図表36** 技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移

(件)

		年	2017	2018
申	請	企	1,032	11,142
		団	30,001	367,935
		合	31,033	379,077
認	定	企	327	11,119
		団	4,439	366,896
		合	4,766	378,015

## 第4節 不適正な事案への対処

### 1 現行制度

技能実習制度においては、監理団体・実習実施者に許可・認定基準違反、法令違反等があった場合には、その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し、業務停止命令（監理団体のみ）や改善命令を行うこととし、当該事業所名等を公表することとしている。また、許可・認定の取消しを受けた監理団体や実習実施者は技能実習を継続することができなくなるほか、その後5年間、新規の技能実習生の受入れが認められなくなる。2018年中には、4社について技能実習計画の認定を取り消し、1団体の監理団体の許可を取り消している（**図表37**）。

さらに、外国人技能実習機構においては、定期的な実地検査の実施や、母国語による相談・申告窓口の設置などにより、技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護を図っている。2018年中には、1,959件の母国語相談、33件の申告を受け付けており、また、32件の転籍支援、10件の宿泊支援を実施している。

**図表37** 行政処分等の件数（2018年） (件)

年	2018
技能実習計画の取消し	4
監理団体許可の取消し	1

### 2 旧制度

技能実習法施行前の旧制度に基づく技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の通知を行い、法務省令の規定等に基づいて、不正行為の類型に応じ、当該機関が技能実習生を受け入れることを、5年間、3年間又は1年間認めないこととしている。2018年中に「不正行為」を通知した機関は112機関であった。

これを受入れ形態別に見ると、企業単独型が1機関（0.9%）、団体監理型が111機関（99.1%）であり、団体監理型での受入れについて、受入機関別では、監理団体が7機関（6.3%）、実習実施機関が104機関（93.7%）となっている（**図表38**）。

**図表38** 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移

(機関)

受入れ形態	年	2014	2015	2016	2017	2018
企業単独型		0	3	2	3	1
団体監理型	監理団体 (第一次受入機関)	23	32	35	27	7
	実習実施機関 (第二次受入機関)	218	238	202	183	104
計		241	273	239	213	112

「不正行為」の類型別では、「賃金等の不払」、「偽変造文書等の行使・提供」、「保証金の徴収等」の順に多く、この3類型で全体の79.5%を占めている（図表39）。

図表39 類型別「不正行為」件数（2018年）

（件）

類型	企業単独型 （1機関）	団体監理型		計 （112機関）
		監理団体 （7機関）	実習実施機関 （104機関）	
暴行・脅迫・監禁	0	0	4	4
旅券・在留カードの取上げ	0	0	1	1
賃金等の不払	1	0	82	82
人権を著しく侵害する行為	0	0	0	0
偽変造文書等の行使・提供	0	4	33	38
保証金の徴収等	0	0	16	16
講習期間中の業務への従事	0	0	1	1
二重契約	1	0	0	1
技能実習計画との齟齬	0	1	2	3
名義貸し	0	0	0	0
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・ 「監査、相談体制構築等の不履行」		6		6
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	0	6	6
労働関係法令違反	0	0	12	12
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	1	0	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	2	12	157	171

（注）一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

技能実習生の失踪者は増加傾向にあり、2014年に4,847人であったものが、2018年には9,052人と急増している。失踪の動機については、実習実施者側の不適正な取扱いによるものが一部に存在する一方で、技能実習生側の経済的な事情による場合も多いものと考えられるところ、二国間取決めの特許組みを活用して悪質な送出国の排除に努めているほか、失踪を多く発生させている送出国や監理団体等からの技能実習生受入れに係る技能実習計画認定申請について、外国人技能実習機構において厳格に審査しており、更に、失踪事案が発生した実習実施者に対して優先的に実地検査を行うなどの対応を行っている（図表40）。

図表40 国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052
ベトナム		1,022	1,705	2,025	3,751	5,801
中国		3,065	3,116	1,987	1,594	1,537
カンボジア			58	284	656	758
ミャンマー		107	336	216	446	345
インドネシア		276	252	200	242	339
その他		377	336	346	400	272

(注1) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注2) 2014年の「カンボジア」は「その他」に含まれる。

## 第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

### 第1節 不法残留者の状況



違反調査風景

入国管理局（当時）の電算統計に基づく推計では、2019年1月1日現在の不法残留者（許可された在留期限を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は7万4,167人であり、2018年1月1日現在の6万6,498人と比べ7,669人（11.5%）増加し、各年1月1日現在の数値としては、5年連続で増加している。

2018年は、2017年よりも多く不法残留者に対する退去強制手続を執っている。その一方で、近年、政府全体で観光立国実現に向けた取組が進められてきた結果、外国人入国者数が大幅に増加しており、これが不法残留者数の増加に少なからず影響しているものと考えられる。

#### 1 国籍・地域別

不法残留者数が過去最高であった1993年5月1日現在の不法残留者の国籍・地域は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっているところ、2019年1月1日現在は、韓国が1万2,766人（17.2%）と最も多く、以下、ベトナム1万1,131人（15.0%）、中国1万119人（13.6%）、タイ7,480人（10.1%）、フィリピン5,417人（7.3%）の順となっている。

1993年5月1日以降の推移を見ると、韓国については、「短期滞在」の在留資格に係る活動を行おうとする者に対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、1999年1月1日以降一貫して減少傾向にある。一方、ベトナムは2018年1月1日と比べ、4,371人（64.7%）増の1万1,131人となっており、7年続けて増加している。ベトナムの不法残留者は、「技能実習」が全体の約5割を占めており、依然として不法就労を企図し、実習先から失踪した技能実習生が不法残留に及んでいるものと考えられる。また、タイについては、1993年5月1日以降一貫して減少を続けていたが、2013年7月からの査証発給の緩和措置等により、「短期滞在」における新規入国者数が大幅に増加したことが影響し、2018年

1月1日と比べ、712人（10.5%）増の7,480人となっており、6年続けて増加している（図表41、42）。

図表41 国籍・地域別不法残留者数の推移

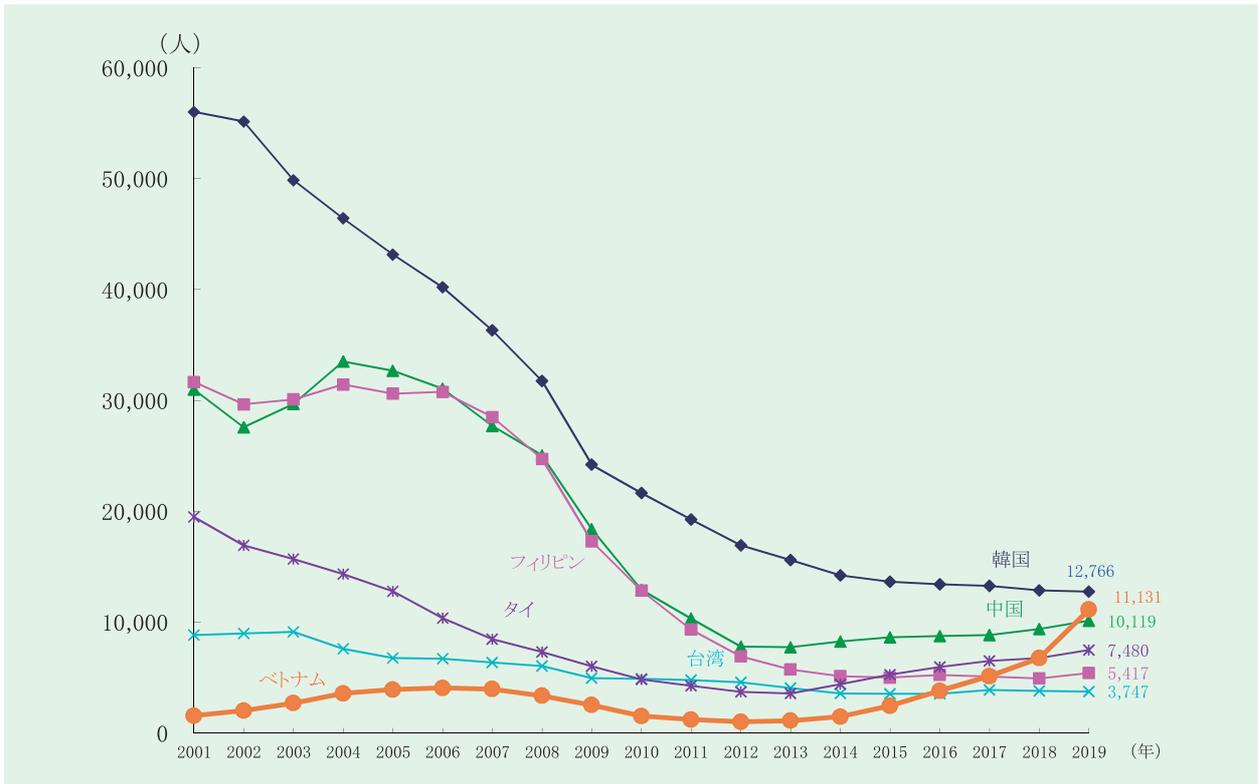
(人)

年月日 国籍・地域	1993年 5月1日	1994年 5月1日	1995年 5月1日	1996年 5月1日	1997年 1月1日	1998年 1月1日	1999年 1月1日	2000年 1月1日	2001年 1月1日	2002年 1月1日	2003年 1月1日	2004年 1月1日	2005年 1月1日	2006年 1月1日
総数	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745
韓国	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203
ベトナム	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582	3,916	4,071
中国	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074
タイ	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352
フィリピン	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777
台湾	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696
インドネシア	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	6,926
マレーシア	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822
シンガポール	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556	3,216	3,075	3,587
ブラジル	2,210	2,603	3,104	3,763	5,026	4,334	3,288	3,266	3,578	3,697	3,865	4,728	4,905	2,762
その他	88,862	85,961	83,245	79,934	78,483	75,088	71,578	66,799	61,712	60,055	59,977	58,850	54,803	50,475

年月日 国籍・地域	2007年 1月1日	2008年 1月1日	2009年 1月1日	2010年 1月1日	2011年 1月1日	2012年 1月1日	2013年 1月1日	2014年 1月1日	2015年 1月1日	2016年 1月1日	2017年 1月1日	2018年 1月1日	2019年 1月1日
総数	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270	66,498	74,167
韓国	36,321	31,758	24,198	21,660	19,271	16,927	15,607	14,233	13,634	13,412	13,265	12,876	12,766
ベトナム	3,959	3,362	2,527	1,531	1,221	1,014	1,110	1,471	2,453	3,809	5,137	6,760	11,131
中国	27,698	25,057	18,385	12,933	10,337	7,807	7,730	8,257	8,647	8,741	8,846	9,390	10,119
タイ	8,460	7,314	6,023	4,836	4,264	3,714	3,558	4,391	5,277	5,959	6,507	6,768	7,480
フィリピン	28,491	24,741	17,287	12,842	9,329	6,908	5,722	5,117	4,991	5,240	5,082	4,933	5,417
台湾	6,347	6,031	4,950	4,889	4,774	4,571	4,047	3,557	3,532	3,543	3,887	3,784	3,747
インドネシア	6,354	5,096	3,126	1,820	1,265	1,037	1,073	1,097	1,258	2,228	2,222	2,076	3,323
マレーシア	6,397	4,804	2,986	2,661	2,442	2,237	2,192	1,819	1,788	1,763	1,761	1,784	1,808
シンガポール	2,241	2,207	2,128	2,107	1,789	1,586	1,304	1,079	1,066	1,055	1,046	1,034	1,021
ブラジル	2,286	2,297	1,939	1,645	1,536	1,290	1,075	1,013	988	983	959	976	938
その他	42,285	37,118	29,523	24,854	22,260	19,974	18,591	17,027	16,373	16,085	16,558	16,117	16,417

(注) 「中国」には、中国（香港）及び中国（その他）を含まない。

図表42 主な国籍・地域別不法残留者数の推移



(注) 各年1月1日現在の不法残留者数を表したものである。

## 2 在留資格別

2019年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、2018年に引き続き「短期滞在」が4万7,399人と最も多く、全体の63.9%を占めており、以下、「技能実習2号口」5,318人(7.2%)、「留学」4,708人(6.3%)、「技能実習1号口」4,015人(5.4%)、「日本人の配偶者等」2,946人(4.0%)となっている。また、前年と比べ、「短期滞在」が2,807人(6.3%)、「技能実習2号口」が1,330人(33.4%)、「技能実習1号口」が1,121人(38.7%)、「留学」が608人(14.8%)増加したのに対し、「日本人の配偶者等」は146人(4.7%)減少している(図表43)。

図表43 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

在留資格	年月日	2013年 1月1日	2014年 1月1日	2015年 1月1日	2016年 1月1日	2017年 1月1日	2018年 1月1日	2019年 1月1日
総数		62,009	59,061	60,007	62,818	65,270	66,498	74,167
短期滞在		43,943	41,403	41,090	42,478	44,167	44,592	47,399
技能実習2号口		943	1,699	2,831	3,413	3,748	3,988	5,318
留学		2,847	2,777	2,806	3,422	3,807	4,100	4,708
技能実習1号口		645	1,089	1,799	2,439	2,741	2,894	4,015
日本人の配偶者等		4,291	3,719	3,709	3,433	3,287	3,092	2,946
その他		9,340	8,374	7,772	7,633	7,520	7,832	9,781

(注) 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」(2010年7月1日施行前の入管法上の在留資格)だった者の数も含まれる。

## 第2節 退去強制手続を執った入管法違反事件

### 1 概要

2018年に退去強制手続を執った入管法違反者は1万6,269人で、2017年と比べ2,583人(18.9%)増加した。このうち、出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は6,245人であった。入管法違反者は、2005年以降、減少の一途であったが、近年、査証免除措置の実施等により、新規入国者が増加し、それに伴い不法残留者数も増加したことなどが一因となり、4年連続で増加している。

退去強制事由別に見ると、不法残留1万4,353人(88.2%)、資格外活動476人(2.9%)、刑罰法令違反460人(2.8%)の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている(図表44)。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが4,395人(27.0%)と最も多く、次いで、中国4,185人(25.7%)、タイ2,101人(12.9%)の順となっており、これら上位3か国で全体の65.7%を占めている(図表45)。

図表44 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		10,676	12,272	13,361	13,686	16,269
不法入国		844	752	599	577	409
不法上陸		249	268	238	151	140
資格外活動		422	399	511	648	476
不法残留		8,274	9,982	11,198	11,502	14,353
刑罰法令違反		392	397	432	470	460
その他の		495	474	383	338	431
不法就労者		6,702	7,973	9,003	9,134	10,086

図表45 国籍・地域別入管法違反事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		10,676	12,272	13,361	13,686	16,269
ベトナム		953	1,643	2,273	2,931	4,395
中国		3,975	4,311	3,979	3,901	4,185
タイ		899	1,475	1,770	2,096	2,101
フィリピン		1,414	1,467	1,452	1,310	1,692
インドネシア		268	507	1,059	727	850
ネパール		113	146	185	198	374
韓国		921	704	599	440	353
ブラジル		316	296	268	232	275
トルコ		157	124	125	127	209
ウズベキスタン		13	7	13	15	154
その他の		1,647	1,592	1,638	1,709	1,681

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

## 2 退去強制事由別

### (1) 不法入国

2018年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者<sup>(注)</sup>は409人(2.5%)であり、2017年と比べ168人(29.1%)減少した。過去の推移を見ると、2003年以降増加傾向にあったものの、2006年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、フィリピンが128人(31.3%)で最も多く、次いで、中国99人(24.2%)、韓国32人(7.8%)の順となっている(図表46)。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が332人であり、2017年と比べ150人(31.1%)減少したものの、依然として航空機による不法入国が81.2%と多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は77人(18.8%)であり、2017年と比べ18人(18.9%)減少した(図表47, 48)。

図表46 国籍・地域別不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	844	752	599	577	409
フ	イ	214	166	143	117	128
リ	ピ					
ン						
中	国	262	211	143	104	99
韓	国	69	50	45	32	32
タ	イ	43	31	21	20	23
イ	ラ	53	64	76	115	16
ン						
ロ	シ	6	6	5	3	14
ア						
ス	リ	28	18	13	24	11
ラ	ン					
カ						
イ	ン	21	27	29	23	10
ド	ネ					
シ	ア					
ア						
ナ	イ	16	13	7	10	10
イ	ジ					
エ	リ					
ア						
ペ	ル	29	26	29	20	10
ー						
そ	の	103	140	88	109	56
他						

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)(同項第1号)及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人(同項第2号)は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

図表47 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	640	594	488	482	332
フ	イ	208	158	138	114	122
中	国	112	96	67	48	52
タ	イ	40	31	20	20	22
イ	ラ	48	61	74	108	16
韓	国	33	22	23	17	13
そ	の	199	226	166	175	107
他						

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表48 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	204	158	111	95	77
中	国	150	115	76	56	47
韓	国	36	28	22	15	19
フ	イ	6	8	5	3	6
ロ	シ	0	0	0	0	2
タ	イ	3	0	1	0	1
そ	の	9	7	7	21	2
他						

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

## (2) 不法上陸

2018年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は140人（0.9%）であり、2017年と比べ11人（7.3%）の減少となった（図表49）。

図表49 国籍・地域別不法上陸事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	249	268	238	151	140
ト	ル	97	90	82	34	33
ロ	シ	36	20	16	11	20
米	国	3	2	11	12	13
中	国	4	6	7	15	10
ス	リ	54	95	39	38	10
カ	メ	2	0	2	1	8
パ	キ	4	6	5	6	8
そ	の	49	49	76	34	38
他						

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

## (3) 不法残留

2018年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者は1万4,353人(88.2%)であり、2017年と比べ2,851人(24.8%)増加し、依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが3,951人(27.5%)と最も多く、次いで、中国3,819人(26.6%)、タイ2,018人(14.1%)、フィリピン1,401人(9.8%)、インドネシア806人(5.6%)の順となっている(図表50)。

図表50 国籍・地域別不法残留事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		8,274	9,982	11,198	11,502	14,353
ベトナム		780	1,422	1,994	2,515	3,951
中国		3,170	3,623	3,488	3,534	3,819
タイ		797	1,389	1,699	2,017	2,018
フィリピン		1,034	1,139	1,157	961	1,401
インドネシア		233	465	935	619	806
ネパール		62	63	93	139	335
韓国		715	559	473	358	269
ブラジル		227	227	181	132	182
トルコ		54	30	40	86	170
ウズベキスタン		11	7	13	14	150
その他		1,191	1,058	1,125	1,127	1,252

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

## (4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。2018年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、資格外活動で退去強制手続を執った者は476人（2.9%）であり、2017年と比べ172人（26.5%）減少した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが234人（49.2%）と最も多く、次いで、中国47人（9.9%）、フィリピン39人（8.2%）の順となっており、これら上位3か国で全体の67.2%を占めている（[図表51](#)）。

図表51 国籍・地域別資格外活動事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	422	399	511	648	476
ベトナム		110	104	154	280	234
中国		167	145	91	41	47
フィリピン		24	41	24	124	39
タイ		13	8	8	20	25
カンボジア		1	0	5	3	24
ネパール		34	31	67	47	22
インド		1	0	4	7	18
インドネシア		9	10	76	70	18
ミャンマー		0	0	17	19	16
韓国		48	35	28	7	8
その他		15	25	37	30	25

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。



入管法違反者摘発風景

### 3 不法就労事件

#### (1) 概況

2018年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は1万86人(62.0%)であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生している。

なお、2010年7月1日に施行された改正入管法では、不法就労者を雇用するなどの不法就労助長行為を退去強制事由として規定(入管法第24条第3号の4)しており、出入国在留管理庁では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

#### (2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として55か国・地域に及んでおり、依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、中国が3,112人(30.9%)で最も多く、次いで、ベトナム3,035人(30.1%)、タイ1,868人(18.5%)、フィリピン660人(6.5%)、インドネシア594人(5.9%)の順となっており、これら上位5か国で全体の91.9%を占めている。

なお、ここ数年の推移を見ると、依然として中国が高い割合を占めているが、ベトナムの割合が増加している(図表52)。

図表52 国籍・地域別不法就労事件の推移

(人)

国籍・地域		年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数		6,702	7,973	9,003	9,134	10,086
	男		4,160	5,167	6,093	6,120	6,754
	女		2,542	2,806	2,910	3,014	3,332
中	国		2,819	3,266	3,080	2,915	3,112
	男		1,869	2,166	2,130	1,982	2,170
	女		950	1,100	950	933	942
ベトナム			701	1,160	1,638	2,152	3,035
	男		454	873	1,246	1,657	2,259
	女		247	287	392	495	776
タイ			681	1,215	1,536	1,855	1,868
	男		384	699	850	966	903
	女		297	516	686	889	965
フィリピン			763	756	830	711	660
	男		308	341	426	366	369
	女		455	415	404	345	291
インドネシア			231	396	819	588	594
	男		193	338	699	514	498
	女		38	58	120	74	96
韓	国		606	435	359	239	169
	男		237	167	167	118	69
	女		369	268	192	121	100
モンゴル			101	81	133	146	117
	男		72	51	90	95	70
	女		29	30	43	51	47
ネパール			75	68	95	77	71
	男		47	51	76	52	52
	女		28	17	19	25	19
ブラジル			68	77	46	31	55
	男		55	64	37	28	46
	女		13	13	9	3	9
スリランカ			119	57	68	53	42
	男		112	54	67	48	41
	女		7	3	1	5	1
その他			538	462	399	367	363
	男		429	363	305	294	277
	女		109	99	94	73	86

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

### (3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が6,754人（67.0%）、女性が3,332人（33.0%）である。

### (4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、農業従事者が2,504人（24.8%）と最も多く、次いで、工員1,875人（18.6%）、建設作業員1,835人（18.2%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は建設作業員が最も多く、次いで、農業従事者、工員の順となり、女性は農業従事者が最も多く、次いで、工員、その他のサービス業従事者の順となっている（[図表53](#)）。

**図表53** 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	2014	2015	2016	2017	2018
	総数		6,702	7,973	9,003	9,134
	男	4,160	5,167	6,093	6,120	6,754
	女	2,542	2,806	2,910	3,014	3,332
農業従事者		946	1,744	2,215	2,501	2,504
	男	632	1,113	1,438	1,585	1,480
	女	314	631	777	916	1,024
工員		1,230	1,342	1,410	1,411	1,875
	男	769	857	1,008	942	1,236
	女	461	485	402	469	639
建設作業員		1,336	1,638	1,713	1,548	1,835
	男	1,323	1,622	1,697	1,529	1,818
	女	13	16	16	19	17
その他の労務作業員		525	686	1,076	1,059	998
	男	424	543	837	811	794
	女	101	143	239	248	204
その他のサービス業従事者		413	425	453	495	589
	男	127	118	127	152	213
	女	286	307	326	343	376
ホステス等接客業		629	523	482	369	337
	男	41	33	27	25	7
	女	588	490	455	344	330
その他		1,623	1,615	1,654	1,751	1,948
	男	844	881	959	1,076	1,206
	女	779	734	695	675	742

### (5) 稼働場所（都道府県）別

45都道府県において不法就労者の稼働が確認されているところ、不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、2017年に引き続き、茨城県が1,975人（19.6%）と最も多く、次いで、千葉県1,666人（16.5%）、東京都1,437人（14.2%）、愛知県912人（9.0%）、埼玉県860人（8.5%）の順となっている（[図表54](#)）。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で7,224人（71.6%）と大半を占めているほか、中部地区9県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も1,421人（14.1%）と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者数全体の85.7%（8,645人）と高い割合を占めている。

図表54 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	6,702	7,973	9,003	9,134	10,086
茨	城	1,047	1,714	2,038	2,213	1,975
千	葉	955	1,238	1,559	1,505	1,666
東	京	1,175	1,086	1,187	1,184	1,437
愛	知	794	757	891	811	912
埼	玉	460	595	716	765	860
神	奈	656	638	602	446	556
群	馬	155	451	453	453	456
大	阪	273	252	226	294	317
栃	木	109	193	224	195	274
兵	庫	184	104	131	112	209
そ	の	894	945	976	1,156	1,424

## 4 違反審判の概況

### (1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審判手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組みとなっている。



違反審判風景

2018年における違反審査の受理件数は1万6,827件であり、2017年に引き続き増加している(図表55)。

図表55 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

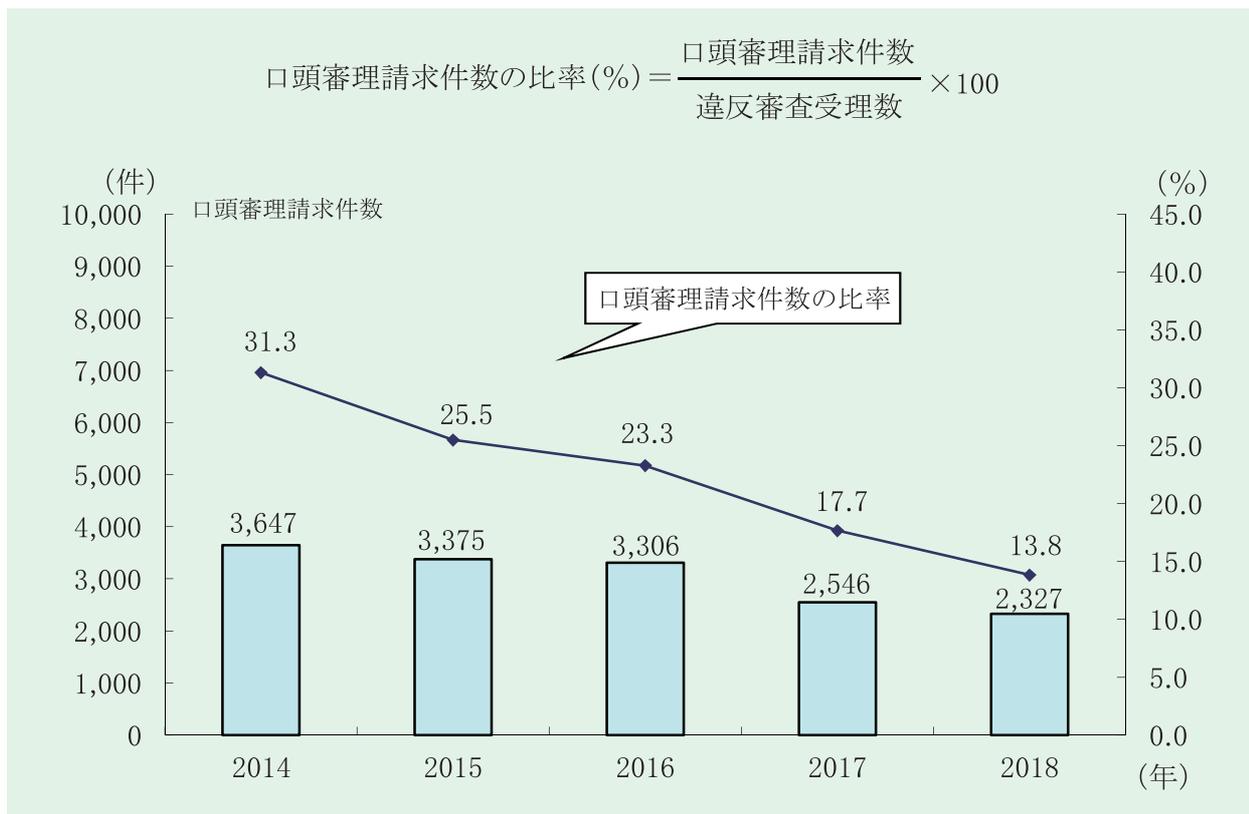
(件)

区分		年	2014	2015	2016	2017	2018
違反審査	受理		11,645 (670)	13,233 (594)	14,198 (484)	14,407 (414)	16,827 (402)
	既済	非該当	0	5	3	2	1
		退去強制令書発付	4,482	5,409	6,008	6,723	7,736
	既済	口頭審理請求	3,647	3,375	3,306	2,546	2,327
		出国命令書交付	2,592	3,573	4,101	4,423	6,223
	未済, その他	924	871	780	713	540	
口頭審理	受理		4,282 (527)	3,871 (476)	3,945 (568)	3,273 (653)	2,946 (547)
	既済	非該当	0	1	0	1	0
		退去強制令書発付	74	77	145	159	114
	既済	異議申出	3,596	3,163	3,078	2,522	2,128
		出国命令書交付	0	0	0	0	0
	未済, その他	612	630	722	591	704	
裁決	受理		3,936 (297)	3,526 (357)	3,478 (376)	3,352 (818)	2,966 (822)
	既済	理由あり	1	0	1	1	0
		理由なし	3,544	3,110	2,588	2,415	2,331
	既済	出国命令書交付	0	0	0	0	0
	未済, その他	391	416	889	936	635	

(注) 受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また、2018年における違反審査後の口頭審理請求件数は2,327件で、違反審査受理数の13.8%に当たり、2017年と比べ219件(8.6%)減少している(図表55, 56)。

図表56 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は、2018年は2,128件で、2017年と比べ394件（15.6%）減少している（図表55）。

## (2) 退去強制令書の発付

2018年における退去強制令書の発付件数は8,865件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が6,658件で、全体に占める割合は75.1%、不法入国の割合は4.1%となっている（図表57）。

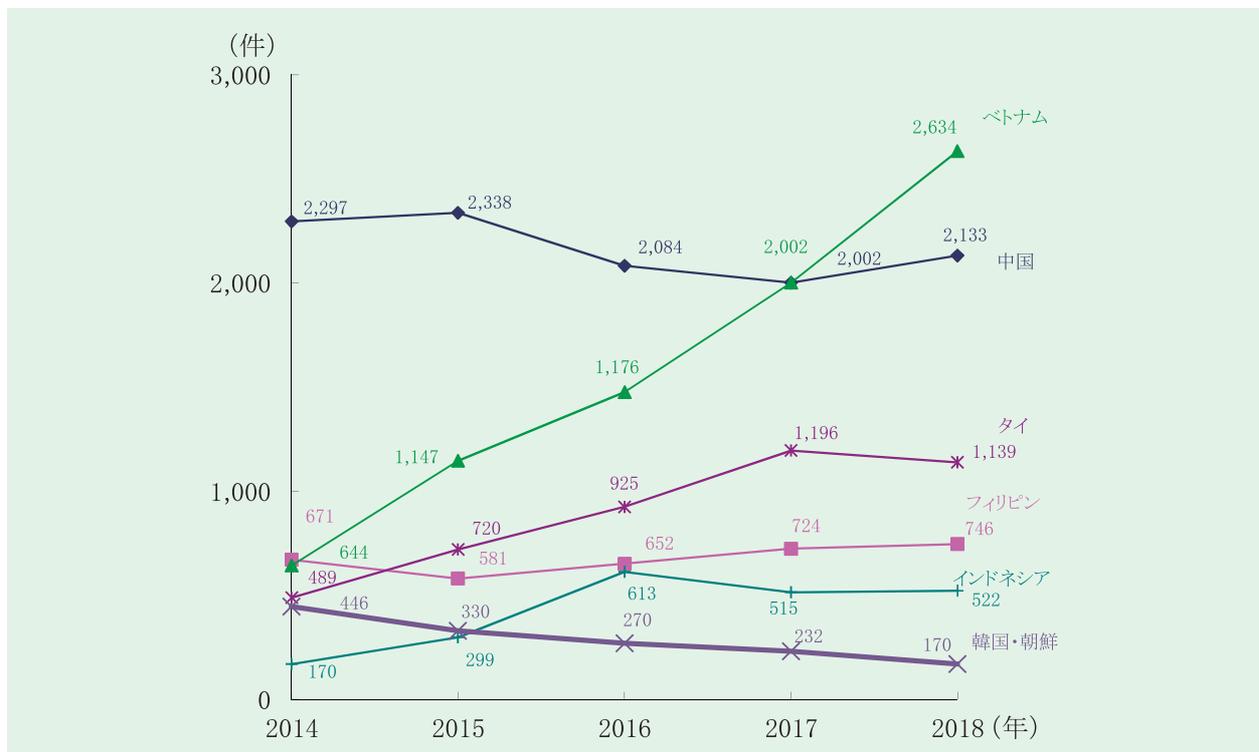
図表57 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		5,821	6,589	7,241	8,130	8,865
不法残留		3,574	4,218	4,981	5,872	6,658
不法入国		733	638	495	503	365
不法上陸		160	223	233	140	93
資格外活動		405	374	497	644	480
刑罰法令違反		404	472	428	411	426
その他		545	664	607	560	843

また、国籍・地域別に見ると、ベトナムが2,634件で最も多く、全体の29.7%を占めており、次いで中国2,133件（24.1%）、タイ1,139件（12.8%）の順となっている（図表58）。

図表58 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況



### (3) 仮放免

2018年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は812件で、2017年と比べて110件（11.9%）の減少となった。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は523件で、2017年と比べ299件（36.4%）減少している（**図表59**）。

**図表59** 仮放免許可件数の推移

(件)

令書の種類 \ 年	2014	2015	2016	2017	2018
収容令書によるもの	1,293	1,293	1,491	922	812
退去強制令書によるもの	926	1,063	1,160	822	523

### (4) 在留特別許可

2018年に法務大臣が在留を特別に許可した件数は1,371件であり、2017年と比べ116件（9.2%）増加した。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また、実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、2018年は不法残留が970件（70.8%）、不法入国・不法上陸が143件（10.4%）となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の81.2%を占めている（**図表60**）。

**図表60** 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由 \ 年	2014	2015	2016	2017	2018
総数	2,291	2,023	1,552	1,255	1,371
不法残留	1,643	1,504	1,106	868	970
不法入国・不法上陸	223	155	130	128	143
刑罰法令違反等	425	364	316	259	258

2018年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、フィリピン349件（25.5%）、中国248件（18.1%）、韓国・朝鮮115件（8.4%）、ベトナム102件（7.4%）、タイ63件（4.6%）となっている（**図表61**）。

**図表61** 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍・地域 \ 年	2014	2015	2016	2017	2018
総数	2,291	2,023	1,552	1,255	1,371
フィリピン	581	517	413	270	349
中国	421	393	284	210	248
韓国・朝鮮	286	222	166	125	115
ベトナム	100	84	84	101	102
タイ	93	104	79	72	63
その他	810	703	526	477	494

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

## 5 送還の概況

2018年中の被送還者数は9,369人であり、2017年と比べ1,224人（15.0%）増加した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが2,698人（28.8%）と最も多く、次いで、中国2,152人（23.0%）、タイ1,167人（12.5%）、フィリピン893人（9.5%）、インドネシア532人（5.7%）の順となっている（[図表62](#)）。

図表62 国籍・地域別被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	5,542	6,174	7,014	8,145	9,369
ベトナム		627	1,064	1,412	2,038	2,698
中国		2,282	2,296	2,058	1,954	2,152
タイ		483	707	914	1,224	1,167
フィリピン		616	593	618	705	893
インドネシア		159	287	561	549	532
韓国		456	328	288	248	209
ネパール		48	82	113	196	198
スリランカ		123	69	115	127	148
ブラジル		76	65	74	94	124
トルコ		48	49	62	70	116
その他		624	634	799	940	1,132

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

送還方法は、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」、帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の3つに大別される。



送還風景

図表63 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		5,542	6,174	7,014	8,145	9,369
自費出国		5,228	5,853	6,575	7,622	8,755
入管法第59条による送還		47	49	63	68	69
国費送還(個別送還)		203	206	308	385	470
国費送還(集団送還)		32	22	30	43	47
その他		0	1	0	0	0
国際受刑者移送条約		32	43	38	27	28

(注1) 「国費送還(集団送還)」は、日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還したものである。

(注2) 「その他」は、被送還者の本国政府の費用負担により送還したものである。

### (1) 自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は8,755人(93.4%)であり、2017年と比べ1,133人(14.9%)増加している(図表63, 64)。

なお、出入国在留管理庁では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が整い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が整っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡を取るよう指導し、帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、出入国在留管理庁から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

図表64 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総数		5,228	5,853	6,575	7,622	8,755
ベトナム		608	1,046	1,358	1,968	2,600
中国		2,257	2,262	2,015	1,912	2,093
タイ		467	699	909	1,185	1,156
フィリピン		578	555	578	653	801
インドネシア		154	277	552	530	511
韓国		448	311	267	229	192
ネパール		45	64	96	178	174
スリランカ		91	67	77	98	121
トルコ		32	29	37	59	101
マレーシア		21	50	34	62	95
その他		527	493	652	748	911

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

## (2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者、疾患を有する者等がいるが、これらの者のうち、2018年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は517人（5.5%）であり、2017年と比べ89人（20.8%）増加している。

なお、2018年中は、より安全かつ確実な送還を実施するために、民間チャーター機により47人を送還している（**図表63**）。

## (3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者とその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない<sup>(注)</sup>が、その数は、2018年中は69人（0.7%）であり、2017年と比べ1人（1.5%）増加している（**図表63**）。

# 6 出国命令事件

## (1) 違反調査

2018年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は6,245人で、入管法違反者数全体の38.4%を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が1,877人（30.1%）と最も多く、次いで、ベトナム1,677人（26.9%）、タイ896人（14.3%）、フィリピン672人（10.8%）、インドネシア360人（5.8%）の順となっており、これら上位5か国で全体の87.8%を占めている（**図表65**）。

**図表65** 国籍・地域別出国命令による引継者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	2,587	3,571	4,094	4,410	6,245
中	国	1,283	1,660	1,695	1,714	1,877
ベ	ト	196	387	629	867	1,677
ナ	ム					
タ	イ	310	641	765	839	896
フ	イ	225	299	322	289	672
リ	ピ					
ン	ン					
イ	ン	81	187	257	240	360
ド	ド					
ネ	シ					
シ	ア					
ア						
ネ	パ	15	13	23	49	215
パ	ー					
ー	ル					
ウ	ズ	5	3	9	8	89
ズ	ベ					
ベ	キ					
キ	ス					
ス	タ					
タ	ン					
韓	国	214	169	154	116	86
モ	ン	60	50	70	77	65
ン	ゴ					
ゴ	ル					
ミ	ャ	11	10	7	50	39
ャ	ン					
ン	マ					
マ	ー					
そ	の	187	152	163	161	269
の	他					

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

## (2) 審査

### ア 事件の受理・処理

2018年における出国命令事件の受理件数は6,245件であり、違反審査受理件数全体の37.1%に当たり、2017年と比べ1,835件（41.6%）増加している。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後、特に速やかに処理している。

### イ 出国命令書の交付

2018年に出国命令書を交付した件数は6,223件であった。

これを国籍・地域別に見ると、中国が1,872件で最も多く全体の30.1%を占めており、次いでベトナム1,668件（26.8%）、タイ894件（14.4%）、フィリピン671件（10.8%）、インドネシア356件（5.7%）の順となっており、上位5か国で全体の87.8%を占めている（**図表66**）。

**図表66** 国籍・地域別出国命令書の交付状況

(件)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	2,592	3,573	4,101	4,423	6,223
中	国	1,282	1,662	1,701	1,721	1,872
ベ	ト	203	387	627	872	1,668
タ	イ	310	641	766	841	894
フ	ィ	224	298	326	288	671
イ	ン	81	188	256	236	356
ネ	パ	15	13	23	50	215
韓	国	214	169	154	117	86
モ	ン	59	51	69	78	65
ブ	ラ	9	9	17	13	19
ペ	ル	11	16	20	13	17
そ	の	184	139	142	194	360

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

## (3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国する空海港において出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

## 第6章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、1981年に難民条約に、次いで1982年には難民議定書（以下、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直し、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が2005年5月16日から施行されている。

出入国在留管理庁は、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

### 第1節 難民認定の申請及び処理

#### 1 難民認定申請

2018年に我が国において難民認定申請を行った者は1万493人であり、2017年に比べ9,136人（46.5%）減と大幅に減少した（[図表67](#)）。

**図表67** 難民認定申請数の推移

(人)

年	2014	2015	2016	2017	2018
申請数	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493

申請者の国籍・地域は74か国にわたり、主な国籍は、ネパール1,713人（16.3%）、スリランカ1,551人（14.8%）、カンボジア961人（9.2%）、フィリピン860人（8.2%）、パキスタン720人（6.9%）、ミャンマー656人（6.3%）、インドネシア634人（6.0%）、トルコ563人（5.4%）、インド549人（5.2%）、バングラデシュ542人（5.2%）となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が1万85人（96.1%）、非正規在留者が408人（3.9%）となっている。

なお、申請者の7.1%に当たる749人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規在留者は518人、非正規在留者は231人となっている。

## 2 難民認定申請の処理

2018年における難民認定申請の処理は1万3,502人であり、2017年に比べ2,129人（18.7%）増加している。その内訳は、難民と認定した者38人<sup>(注1)</sup>、難民と認定しなかった者1万541人、申請を取り下げた者等2,923人であった。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の情勢等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある者等に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国在留管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、2018年は40人が在留を認められている（**図表68**）。

**図表68** 庇護数の推移

(人)

区分		年					
		1978～2013	2014	2015	2016	2017	2018
難 民	条 約 難 民	622	11	27	28	20	42
	定 住 難 民	11,382	23	19	18	29	22
そ の 他 の 庇 護		2,257	110	79	97	45	40
合 計		14,261	144	125	143	94	104

(注1) 「条約難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である（難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果認定された数を含む。）。

(注2) 「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日及び26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民）であり、1978年から2005年まではインドシナ難民、2010年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

(注3) 「その他の庇護」とは、難民不認定とされた者のうち、入管法第61条の2の2第2項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可等を受けた者の数である。

## 3 仮滞在許可制度の運用状況

2018年における仮滞在許可者は38人で、2017年に比べ3人（8.6%）増加している。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は977人であるが、許可されなかった者に係る主な理由は、

- ① 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…665人
  - ② 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること…301人
  - ③ 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…378人
- である<sup>(注2)</sup>。

(注1) 審査請求の結果認定された者の数については、後記第2節2参照。

(注2) 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、その全てを計上している。

## 第2節 審査請求（不服申立て）

### 1 審査請求数

2018年に難民の認定をしない処分に対する審査請求(注)を行った者は9,021人であり、2017年と比べ491人(5.8%)増加している(図表69)。

### 2 処理の状況

2018年における不服申立ての処理は8,171人であり、2017年に比べ3,780人(86.1%)増加している。その内訳は、不服申立てに理由があるとされた者(難民と認定された者)4人(前年1人)、理由がないとされた者6,013人(前年3,084人)、不服申立てを取り下げた者等2,154人(前年1,306人)であった(図表69)。

図表69 難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移

(人)

区分		年	2014	2015	2016	2017	2018
難 民 不 認 定			2,906	3,411	7,492	9,736	10,541
不 服 申 立 て			2,533	3,120	5,197	8,530	9,021
処 理	理 由 あ り		5	8	2	1	4
	理 由 な し		1,171	1,763	2,112	3,084	6,013
	取 下 げ 等		344	504	822	1,306	2,154

## 第3節 一時庇護のための上陸の許可申請及び処理

2018年に我が国において一時庇護のための上陸の許可(以下「一時庇護上陸許可」という。)を申請した者は55人であり、2017年に比べ43人減少した。処理の内訳は、許可が2人、不許可が49人、取下げ等が4人であった。

図表70 一時庇護上陸許可申請数の推移

(人)

区分		年	2014	2015	2016	2017	2018
申 請 数			84	171	110	98	55
許 可			1	4	1	2	2
不 許 可			83	166	104	94	49
取 下 げ 等			0	1	4	3	4

(注) 2017年の処理数には2016年申請のものを含む。

(注) 難民の認定をしない処分等に対する不服申立ては、2016年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められた。

図表71 一時庇護上陸許可申請の処理状況（2018年）

（人）

国籍	申請数計	処分内訳			
		許可	不許可	終止・取下げ	中止
イ エ メ ン	5	1	1	3	0
イ ラ ン	3	0	3	0	0
イ ン ド	2	0	1	1	0
エ ジ プ ト	2	0	2	0	0
ガ ー ナ	2	0	2	0	0
カ メ ル ー ン	2	0	2	0	0
韓 国	2	0	2	0	0
サ ウ ジ ア ラ ビ ア	1	0	1	0	0
ス リ ラ ン カ	14	0	14	0	0
中 国	3	1	2	0	0
ト ル コ	7	0	7	0	0
ナ イ ジ ェ リ ア	1	0	1	0	0
パ キ ス タ ン	8	0	8	0	0
バ ン グ ラ デ シ ュ	1	0	1	0	0
フ ラ ン ス	1	0	1	0	0
レ ソ ト	1	0	1	0	0
合 計	55	2	49	4	0

## コラム 入管行政の最前線から（難民調査官の声） （大阪出入国在留管理局永住審査部門：出来 智美）

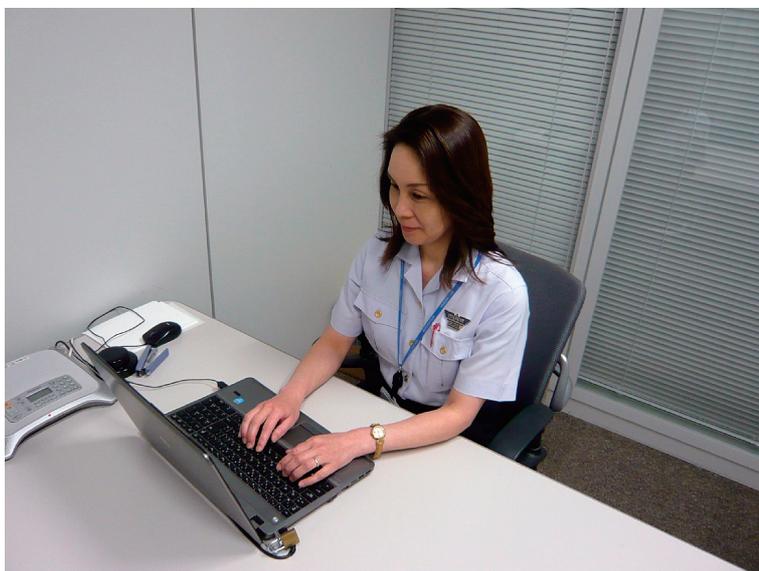
私は難民調査官として、難民認定申請者の主張内容を詳細に聴取し、出身国情報を収集・分析するなど専門的な知識・技術を必要とする業務を行っています。

近年の難民認定制度の運用の見直しにより、私の勤務する大阪出入国在留管理局でも、増加の一途を辿っていたアジア諸国出身者からの就労等を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請は減少傾向にあります。大阪局においては、アフリカ出身者からの申請が多い傾向にあります。

難民認定申請者へのインタビュー（事実の調査）は、その供述内容を具体的に把握する必要がありますが、申請者の供述は、本国での歴史的な背景事情が複雑に関係している場合が多く、特にアフリカ諸国においては、同じ国の出身であっても、民族や宗教などが異なればその主張内容も大きく異なります。そのため、申請者の供述を正しく理解するためには、その国の歴史的な背景を踏まえた上で、人種、宗教、文化及び政治などに関する事情を理解する必要があります。また、インタビューでは、自国から逃れてきた申請者の厳しい経験など機微な内容を聴取することが多いため、可能な限り申請者が供述しやすい環境づくりが不可欠であるなど、上陸審査や退去強制手続などの当局における他の手続とは異なる部分もあると感じています。

私はこうした難民認定手続特有の環境を整えるため、適切な通訳人の選定に配慮し、申請者の様子をつぶさに見ながら、落ち着いた雰囲気でのインタビューを進めることを心掛けています。また、申請者の主張内容の評価に当たっては、報道記事や文献等で事実を正確に確認することも重要であるため、インターネットも活用しながら、これらの情報や日々変化する世界情勢についても把握するよう努めています。

大阪局では私を含め4名という少人数で難民認定手続に係る業務を担当しています。私も、事実の調査のほか、申請受付や窓口対応を含む業務全般を行っており、日々様々な業務に追われていますが、その中でも、真の難民を迅速に保護するために、的確な調査を速やかに行う職責を担っていることを常に意識し、今後も難民調査官として、より一層の専門的な知識・技術の向上を目指し努力していきたいと思っています。



難民調査官

## 第7章 人身取引対策及び外国人DV被害者保護

### 第1節 人身取引対策

#### 1 人身取引対策への取組

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であることによる。また、国境を越えて行われる犯罪であるため、国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は、2004年12月、関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を、2009年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」をそれぞれ策定し、これまで政府一体となった取組を推進してきたところ、より強力で総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、2014年12月、同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定した。そして、2019年5月には、人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第5回会合を開催するなど、現在、同会議を中核に関係府省庁が連携しながら人身取引対策への取組を進めている。

また、出入国在留管理庁においても「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し、人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

#### 2 人身取引被害者の保護

出入国在留管理庁では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。

入国管理局（当時）が2018年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手續を執った外国人は9人（前年20人）となっており、国籍・地域別の内訳は、フィリピン5人（前年10人）、タイ4人（前年8人）となっている。

なお、被害者9人のうち、在留資格を有していた者は4人（前年10人）、不法残留等入管法違反となっていた者は5人（前年10人）であり、入管法違反となっていた被害者全員について在留特別許可を行った（[図表72](#)）。

被害者数は、出入国在留管理庁が統計を取り始めた2005年に115人であったが、その後大幅に減少し、ここ数年は多い年でも20人前後となっている。これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでいることや、同年以降に行った「興行」の在留資格に係る上陸基準省令の見直しや厳格な上陸審査の実施など人身取引防止・撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる（[図表73](#)）。

図表72 人身取引被害者数 (2018年)

(人)

国籍・地域	内訳	人身取引の被害者		合計
		在留資格を有していた者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
フィリピン		4	1(1)	5
タイ		0	4(4)	4
総数		4	5(5)	9

(注1) 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は以下のとおり。

日本人の配偶者等 2人  
興行 2人

(注2) 在留特別許可した者の入管法違反形態は以下のとおり。

不法残留 5人

(注3) 不法残留となる前の在留資格の内訳は以下のとおり。

短期滞在 4人  
興行 1人

図表73 人身取引被害者数の推移

(人)

被害者数・内訳	年	2005	2014	2015	2016	2017	2018
人身取引被害者総数		115	9	26	21	20	9
在留資格を有していた者		68	5	15	11	10	4
入管法違反者 (うち在留特別許可)		47 (47)	4 (4)	11 (11)	10 (10)	10 (10)	5 (5)

### 3 人身取引加害者の退去強制<sup>(注)</sup>

2014年に、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく、一層の情報共有及び連携を図っているところ、2018年に入国管理局(当時)が人身取引の加害者として退去強制した外国人は2人(前年1人)であり、その国籍はフィリピン及びブラジルとなっている。

(注) 2005年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象(入管法第24条第4号ハ)となった。

## 第2節 外国人DV被害者保護

### 1 概要

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

出入国在留管理庁では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上許可するなど人道上適切に対応している。さらに、DVに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、在留を特別に許可するなどの人道的な措置を講じているところである。

また、2008年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が施行され、これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」<sup>(注)</sup>を踏まえ、出入国在留管理庁では、同年7月に独自に措置要領を制定しており、DV被害者を認知した場合には、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

### 2 外国人DV被害者の認知件数

出入国在留管理庁では、被害者の保護を第一とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続等において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、2018年中に、在留審査手続の過程等において把握した外国人DV被害者は108人であった（[図表74](#)、[75](#)）。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどについて在留期間更新許可等を行った。

(注) 2014年1月に更に同法律の一部改正法が施行され、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け、同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

図表74 DV被害者把握状況（2018年）

（人）

国籍・地域	認知状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン		43	3	8	1	55
中国		10	0	8	0	18
ブラジル		7	0	5	0	12
タイ		7	0	0	0	7
バングラデシュ		2	0	0	0	2
アメリカ合衆国		1	0	0	0	1
インドネシア		1	0	0	0	1
ウクライナ		1	0	0	0	1
カメルーン		1	0	0	0	1
コロンビア		1	0	0	0	1
シリア		1	0	0	0	1
セネガル		1	0	0	0	1
トルコ		1	0	0	0	1
ネパール		0	1	0	0	1
バキスタン		1	0	0	0	1
ベトナム		1	0	0	0	1
マレーシア		1	0	0	0	1
ルーマニア		1	0	0	0	1
ロシア		0	0	1	0	1
総数		81	4	22	1	108

（注） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）を含まない。

図表75 地方入国管理局別 DV 事案の認知被害者数の推移

（人）

年	地方局	札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
2016		0	4	12	20	10	5	2	11	64
2017		0	1	42	22	11	8	0	10	94
2018		0	4	54	25	14	5	0	6	108